

海外技術協力事業団  
10年の歩み

海外技術協力事業団



JICA LIBRARY

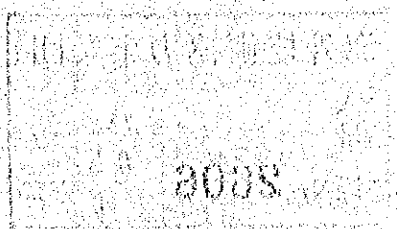


1018934[E8]



海外技術協力事業団

10 年 の 歩 み



海外技術協力事業団

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 5. 24	000
登録No.	2606 07423	5236
		KKA

# 刊行にあたって

会長 中山 素平

当事業団は昭和47年6月末で創立10周年を迎えました。これ迄の間に事業は技術協力拡大の趨勢の中で順調な発展を遂げてまいりましたが、これもひとえに関係各位の御協力の賜と深謝いたしております。

今日の事業団の事業内容は、発足当時と比べて、予算面で7倍強、事業面でも受入研修員数で4倍弱、派遣専門家数で約5倍と増大しており、まことに隔世の感にたえません。

しかしながら、わが国の技術協力を国際的にみますと、政府開発援助総額でこそ漸くDAC先進16か国中第13位になりましたものの、技術協力の政府開発援助に占める割合では最下位にとどまっております。

最近の流動する国際情勢の中で、わが国の国際的影響力ほとみに高まりつつありますが、その反面、急激な経済成長による摩擦も少なからず生じて来ております。このような環境の中で、技術協力は開発途上諸国の開発のための有力な手段として、かつ資金協力その他の経済協力との関連から、愈々重要性を増しつつあり、いまや新たな発想による積極的展開が期待されております。

今般、当事業団におきまして、創立10周年を機会に「海外技術協力事業団10年の歩み」を刊行することといたしました。私共としては、この際あらためて、これまでの10年についてきびしく反省し、その上になつてさらに事業団の体制を固めつつ、技術協力の量的拡大と質的向上に努めてまいりたいと存じます。

今後とも、関係各位の一層の御支援をお願い申し上げる次第であります。





# は し が き

理事長 田 付 景 一

今般、当事業団は創立10周年に際して「海外技術協力事業団10年の歩み」を刊行いたしますこととなりました。

申し上げるまでもなく、当事業団は政府ベースの技術協力の実施機関であり、これまでの事業団の歩みは、そのままわが国の技術協力の歴史の一環であると申しても過言ではないと存じます。

本書は、このような観点から、事業団の10年の経過とともに、わが国の技術協力の発足以来の発展の過程についても、その概要を記載いたしました。

当初、研修員受入と専門家派遣に始まった技術協力の多様化、多角化への変遷の過程は、開発途上諸国の要請に対応するわが国の姿勢を表わすものといえましょう。しかし、その協力の効果からみれば、私共としましては、なお、事業のあり方において、またその取組乃至体制において、なお多くの課題を抱えております。本書は、専ら事実の記録を出来るだけ忠実に纏めることを主旨といたしましたので、このような点についてはあえてふれておりませんが、関係各位の御参考の一助に供しうれば幸甚に存じます。



# 目 次

刊行にあたって

はしがき

## 第1部 総 論

第1章 技術援助をめぐる国際動向	3頁
第2章 わが国技術協力の歩み	7
1. コロンボ・プラン加盟より事業団発足まで	7
2. 事業団設立の経緯	10
第3章 事業団10年の歩み	12

## 第2部 各 論

第1章 研修員受入事業	23
1. 沿 革	23
2. 実 績	27
3. 研修員受入れにともなう付帯業務	30
第2章 専門家派遣事業	33
1. 沿 革	33
2. 実 績	37
第3章 機材供与事業	39

1. 沿    革	39頁
2. 実    績	40
第4章 海外技術協力センター事業	46
1. 沿    革	46
2. 実    績	48
第5章 開発調査事業	73
1. 沿    革	73
2. 実    績	74
第6章 医療協力事業	96
1. 沿    革	96
2. 実    績	98
3. 主要医療協力プロジェクトの概要	101
第7章 農業協力事業	113
1. 沿    革	113
2. 実    績	114
第8章 開発技術協力事業	133
1. 沿    革	133
2. 実    績	134
第9章 日本青年海外協力隊事業	143
1. 沿    革	143
2. 実    績	145
第10章 技術協力関連事業	156
1. 企画調整事業	156
2. 広報事業	160

3. 語学研修事業	161頁
4. 情報管理事業	162

## 参考資料

1. 事業団の機構図	165
2. 役員名簿	167
3. 事業団役職員数の推移	169
4. 事業団年度別支出予算一覧表	170
5. 事業実績統計表	174
6. 年度別・事業別経費実績表	186
7. 技術協力年表	188



# 第 1 部 総 論





## 第1章 技術援助をめぐる国際動向

1970年10月の国連総会で、70年代を「第2次国連開発の10年」とする決議が行なわれたことは広く知られるところであるが、続いて1972年4月には、チリのサンチャゴで開かれた第3回国連貿易開発会議（UNCTAD）で、先進諸国の援助をGNPの1%以上とするとともに、その中での政府開発援助（ODA）をGNPの0.7%に上げるという努力目標が採択された。

このように1970年代にはいって、経済、技術協力は、国際的なコンセンサスのもとに新たな展開がなされようとしているが、これまでの戦後四分の一世紀に及ぶ経済、技術協力の歴史を顧みるとき、南北間の協調と相克の中で、種々の曲折を経て、かつ幾つかの発展の段階を経て今日に至っていることがうかがえる。

第二次大戦後の世界経済は、戦争により荒廃した先進諸国の復興に始まった。とくに戦禍を免がれた米国のマーシャルプランやガリオア計画等による援助は、先進諸国の自らの努力と相まって著しい効果をあげ、戦後の経済は目覚ましい速度で回復していった。

一方これら先進諸国の属領であった、いわゆる後進地域から、戦後次々と新しい独立国が生れていったが、これら諸国は何れも経済的には極めて低い水準にあり、自立と安定にはほど遠い状態にあった。このため米国を中心とする先進諸国の関心が、次第にこれら開発途上国への援助に向けられていったのは当然の成行であったといえよう。かかる援助が具体的に推進されるようになったのは、先進諸国の経済回復が一段落した1949年頃からで、この時期に戦後の経済協力、とくに技術協力の歴史を画する大きな発展がみられた。

1949年1月、トルーマン米大統領はその就任演説の中で、開発途上諸国の経済開発の

ための技術援助を提唱した、いわゆる「ポイント・フォア計画」を発表したが、この構想は同年11月の国連総会で審議され、その前年の総会で決った「通常技術援助計画」に加えて、加盟国の自発的拠出金による「拡大技術援助計画」(EPTA)が発足することとなり、この援助計画は50年度から事業が開始された。なおわが国は1952年にこれに加盟し8万ドルを拠出したが、これはわが国の技術協力への初めての積極的意志表示として注目に値することであった。

他方1950年にはセイロンの首都コロomboで開かれた英連邦外相会議において、アジアにおける英連邦を中心とした諸国が、戦後の新しい条件のもとで平和を維持し発展するためには、何よりも経済開発が重要であり、そのための相互協力が必要であるとの認識のもとに、アジア諸国の「貧困からの解放」を旗印としたコロombo・プラン構想が打出され、1951年1月に英連邦諸国が中心となって正式に発足した。このコロombo・プランは、食糧の生産増強のための技術援助および各種基本産業を振興するための資本財の供給を通して、アジア諸国の生活水準を向上させることを目的とした国際協力機構で、わが国は1954年10月に援助国としてこれに加盟している。

一方40年代後半に次第に高まってきた、米、ソを極とする東西両陣営の対立は、開発途上諸国への援助にも大きく影響し、東西援助競争の形で展開され、とくに朝鮮動乱の終った1953年から1960年にかけての数年は、両陣営の勢力争いの手段として、援助が行なわれ、その動きはとくに際立ったものがあつた。

また本格的国造りにのり出した開発途上諸国は、この頃から先進諸国の援助をいよいよ強く求めるようになるが、反面、先進諸国への反発等から開発途上国の中にナショナリズムの動きが次第に高まってきた。1955年にバンドンで開かれたアジア、アフリカ諸国会議はそのもっとも顕著な現われであり、そのほこ先は主として米国や旧宗主国に向けられた。このため先進諸国は、開発途上国に対する援助の拡大強化のため、体制を整備するとともに、新しい国際援助機関をつくる必要に迫られ、50年代の中ごろから60年に至る間に国連特別基金(UNSF)を始め、数多くの国際援助機関が新設された。

このように開発援助が本格化するにつれて、その国際問題としての重要性に対する認識のもとに、援助を先進諸国の共同努力とする意識が高まり、援助の重複をさけ効率化を図るための先進国相互間の国際的協調への動きが次第に活発となり、経済協力のため

の国際機構の設置へと展開されていった。こうして1960年には援助国間の意見交換、共通政策の討議を目的とした開発援助グループ（DAG）が誕生し、さらに翌1961年には従来の欧州経済協力機構が発展的に改組されて、経済協力機構（OECD）が発足した。開発援助委員会（DAC）は、その下部機構として、DAGを改組して設けられたもので、開発途上地域に対する長期資金供与その他の開発援助の拡大を図り、またその技術協力作業部会では、援助国間の情報交換や援助の調整を強力に推進するなど、活発な動きが展開された。

このような情勢は国連の動きにも及び、従来実施されてきた援助実績を反省しつつ、先進諸国と開発途上諸国の経済格差の拡大による、世界の経済の安定的拡大と平和維持に対する危機、いわゆる「南北問題」を解決するため、1960年代を「国連開発の10年」とする決議が、1961年の国連総会で採択された。この「国連開発の10年」の目標は、先進諸国の国民所得の1%を援助に振りむけ、これによって開発途上国の経済成長率を年率5%まで引き上げようとするものであった。

このように1960年代は、経済協力従って技術協力においても一つの転期を迎え、新たな発展の段階にはいったが、その成果は必ずしも満足しうるものとはならなかった。

1964年春にはジュネーブで第1回国連貿易開発会議（UNCTAD）が開かれたが、南の諸国からの激しい突上げがあり、これによって南北問題は相克と協調の二面性を大きく露呈するに至った。また1968年の第2回国連貿易開発会議では、多くの開発途上国の経済成長率が所期の目標に達せず、これらの国において深刻な挫折感をひきおこしていることが報告された。

かくて1970年代を迎えたが、60年代を顧みると先進諸国の開発援助は低迷をつづけ、その対GNP比率は0.8%と目標の1%には遠く及ばず、しかもその技術協力を含めた政府開発援助（ODA）の対GNP比率は、主要援助国である米、英、仏の後退から逆に下降線を辿る結果となった。一方この60年代の開発途上国の経済成長率は、一応「国連開発の10年」の目標である年平均5%を達成し、先進国のそれを上廻ったが、開発途上国の人口の急激な膨張が大きな要因となって、その1人当りの国民総生産の伸びは、先進国のそれを大きく下廻り、南北間の経済格差は却って拡大する結果となった。また開発途上諸国の開発の進展が、一方ではその開発速度の差から開発途上国間の格差を拡

げ、南の中の南北問題という後発開発途上国の問題を尖鋭化させた。さらに開発の進行を契機に失業問題、教育問題等、社会問題が表面化し、加えて60年代の援助が開発途上諸国の累積債務の増加を招く結果となって、これら諸国の経済の開発、安定に大きな影をおとすなど、いわゆる開発のジレンマが大きな問題として70年代に引継がれた。

このような60年代の開発援助に対する反省として、69年10月にはいわゆるピアソン報告が、引続いて70年1月にはティンバーゲン報告が作成された。これにもとづいて開発援助にとって画期的な「第2次国連開発の10年」の宣言とそのための国際開発戦略が採択された。ここに開発途上諸国に対する援助は新たな段階を迎え、技術協力は更に積極的な展開が図られようとしている。

## 第2章 わが国技術協力の歩み

### 1. コロンボ・プラン加盟より事業団発足まで

#### 1. 技術協力の発足

わが国の政府ベースによる技術協力は、昭和29年10月にコロンボ・プランに加盟したことによりその第一歩を踏み出した。

もっともそれまでも若干の技術協力は行なわれていたが、それは国連拡大技術援助計画（EPTA）、あるいは米国の AID の前身である ICA の第三国研修計画への協力という形で、研修員の受入れについて便宜供与を中心として行なわれたものである。これら計画の主体性は、資金の供与元である国連或は米国側にあり、わが国としてはそれぞれの計画の部分的な協力にとどまるものであった。従ってわが国の自主的な技術協力という観点からみれば、いわばその前史というべきものであろう。

コロンボ・プランによる開発援助は、援助国と被援助国の二国間の協議と合意によって実行され、域内諸国自身の自助努力を補うのが建前であるが、開発途上国の開発を進めていくための不可欠なものとして極めて重要な役割を担っており、このコロンボ・プランへの加盟により、わが国は開発援助への責任と期待が課せられるとともに、技術援助国としての地位が初めて国際的に名実ともに認められたわけで、これは国際的地位が低かった当時のわが国にとって画期的なことであった。

こうしてわが国は、先づコロンボ・プラン地域の経済的發展と民生安定に寄与すべく技術協力を本格的に開始するに至った。

#### 2. アジア協会の設立

他方、このコロンボ・プランへの加盟に先立って、昭和29年4月に、わが国の経済協力推進のための民間中央機関として、社団法人「アジア協会」が設立された。

当時の内外の環境のもとにおいて、わが国の自立経済を達成していくためには、必要な食糧、原材料等の安定した供給源を確保するとともに、貿易を振興するために、アジア諸国の産業開発と民生安定を図ることが必要であった。これに対処するためには、何よりもこれら諸国に対する経済協力を積極的に進めることが重要であるとの見解のもとに、外務省における関係各省会議並びに民間有識経験者よりなる諮問機関、「アジア経済懇談会」において審議の結果、経済協力推進に必要な総合的調査研究、技術協力、啓発宣伝等の事業を実施するための民間中央機関を新たに設立すべしとの結論に達した。この結論に基づいて、昭和28年12月アジア諸国に対する経済協力方針が当時の吉田内閣によって閣議決定され、その具体的措置として「アジア協会」が設立されたものであり、これにより技術協力の国内体制が整えられた。

かくして、昭和30年、3840万円の子算がアジア協会に委託されて本格的な技術協力が始められ、この年、同協会の手によって初めてコロンボ・プランによる研究員16名が受入れられ、専門家28名が派遣された。

### 3. 技術協力の拡大

このようにコロンボ・プラン地域を対象として始められたわが国の技術協力は、その後次第に対象地域を拡げていった。すなわち昭和32年には、わが国が独自で、中近東、アフリカを対象とした「中近東アフリカ技術協力計画」を実施に移し、アジア協会がこれに当り、昭和33年には引続いて中南米を対象とした「中南米技術協力計画」が、社団法人「ラテン・アメリカ協会」の委託業務として開始された。さらに同35年にはコロンボ・プラン地域以外の中華民国（台湾）等の北東アジア地域を対象とした「その他アジア地域等技術協力計画」が設定され、アジア協会がその業務の実施に当たったが、これによってわが国の技術協力の対象は共産圏地域を除くほとんどすべての開発途上諸国に及ぶこととなった。

他方、研修員の受入れと専門家の派遣に限られていた技術協力の事業内容も次第に拡大され、昭和32年には国際技術調査委託費1500万円により公共的開発プロジェクトの投資前基礎調査が始まり、社団法人「国際建設技術協会」に業務委託がなされ、ここに開

発調査事業の端緒が開かれた。つづいて翌33年には、極東アジア経済委員会（ECAFE）に協力して、メコン河総合開発事業に参加することになり「メコン河総合開発調査会」に業務が委託された。さらに同年には従来の専門家派遣に機材供与を結びつけて、相手国との共同による技術訓練施設を設置するための、海外技術訓練センター事業が開始された。この事業は初年度は通産省予算として計上されたが、翌34年度からは外務省に所管が移り、その後センターの内容は技術訓練から研究指導にまで拡がり、その名称も海外技術協力センター事業と改められた。また昭和34年には、カンボディアの対日賠償請求権放棄の好意に対し、「日本・カンボディア経済技術協力協定」が締結され、賠償に準ずる方式で同国に対する技術協力が開始された。続いてインドネシア、フィリピンに対する賠償による研修員の受入れが始まった。

このように技術協力事業は逐年質量ともに増大の一途を辿ったが、一方このような事業の拡大に対応してその実施体制の整備強化も順次進められた。アジア協会は、事業の円滑化を図るため、昭和32年に始めてタイ国バンコックに駐在員を派遣して、海外における体制づくりの端緒をひらいた。一方国内においては、開発途上国からの研修員の受入れ要請の拡大に應ずるべく、中小工業を対象とする研修員の研修および宿泊のための国際研修センターを、昭和36年3月に名古屋に開設した。つづいて同年5月には沿岸漁業に関する技術の修得を目的とした国際水産研修センターを神奈川県三崎に開設、また同時に稲作を中心とする農業技術の修得を目的とした国際農業センターを茨城県の内原に開設した。

このようにわが国の政府ベースの技術協力は、コロンボ・プラン加盟以来、急速なテンポで拡大、多様化して来たが、業務の実施は政府の委託事業として、「アジア協会」「ラテン・アメリカ協会」「国際建設技術協会」「メコン河総合開発調査会」などの各種団体によりなされていた。

わが国の対外経済協力強化が国際的な要望として高まるとともに、各種団体による分散実施方式では、業務遂行上非効率かつ不経済であるため、開発途上国に対する技術協力を総合的、効率的に実施する体制の一元化の必要性が官民各界から叫ばれるようになった。

## 2. 事業団設立の経緯

わが国の明治以来の急速な近代化、とくに第二次大戦後の荒廃からの驚異的な復興と成長は、開発の意慾に燃える開発途上諸国にその範となつてうつり、わが国の協力を求める要請は年々増大の一途を辿ったが、他方先進諸国からも、わが国の援助がその経済力に比して過少であるとの認識から、その拡大を求める声が強くなった。このような国際的世論のもとで、わが国は経済協力の一環としての技術協力の一層の拡大をその重要政策として推進することとなったが、このためには何よりも事業の実施体制の強化が必要であった。

そこで将来とも増大してゆく技術協力事業の、より効果的かつ総合的な実施運営をはかるためには、それまで各種民間団体により分散実施されてきたこれらの業務を一元的に行なっていくことが適当であるという考え方がつよまった。

わが国が経済技術協力をすすめてゆく方針は、アジア協会設立当時は、昭和28年の閣議決定にみるように、その国際的影響ないし配慮から、民間機関で行なうのが良いということであったが、その後の情勢は急速に変化し、わが国のより強力な経済協力をのぞむ声が内外に高まり、かくて政府ベースの技術協力は当然政府機関でより強力に推進すべきであるという意見が強まっていった。しかしこの業務を純粋に政府機関で行なうことは、技術協力事業が一般の国内行政的観点からは若干異質の内容のものであり、しかも民間の協力のもとで機能的に運営する必要性を考慮すれば、準政府機関ともいふべき特殊法人の事業団が実施機関となることが適当であるとの結論に達した。

こうして第40国会において特別立法として海外技術協力事業団法（法律120号）が成立し、この法律にもとづいて昭和37年6月30日「海外技術協力事業団」が発足した。

この事業団の設立に伴って、「アジア協会」「メコン河総合開発調査会」は解散し、その業務は事業団に引継がれた。また「ラテン・アメリカ協会」「国際建設技術協会」はその委託業務のみが事業団に引継がれた。

この事業団の設立については昭和36年当初より検討がなされ、外務省において準備がすすめられ、対外経済協力審議会の答申にもとづき、政府、自民党によって検討された



結果、前記のごとく「海外技術協力事業団法」が上程、可決されて事業団の設立となったものである。この「海外技術協力事業団法」上程に際し、事業団設立の必要性について要旨次の通り述べられている。

“わが国の対外技術協力は技術研修員の受入、専門家の派遣、海外技術協力センターの設置、運営、公共的な開発計画に関する基礎的調査の実施等、様々な形でアジア地域をはじめとする開発途上諸地域に対して実施している。

この技術協力の第一義的目的は、開発途上にある諸国の経済的社会的発展に資するため、知識および技能を伝達または提供することであり、この目的から国の行なう技術協力はすべて無償供与の形でなされ、これらの諸国の経済発展、ひいてはわが国との経済交流を促進して来た。最近とくに、開発途上にある諸国に対する経済協力が世界経済の発展と国際政治の安定のために不可欠であることが世界的に強く認識され、1960年代は開発援助の時代とまでいわれている。その中でも開発途上国の一般的技術水準の向上と開発計画に関する基礎的調査が、これら諸国に対する資本協力の効果をあげるためには不可欠であることが認識され、技術協力の重要性が国際的にも比重を増大している。

従来わが国が行なって来たコロンボ・プラン地域等を中心とする技術協力は、コロンボ・プラン協議委員会においても高くその成果を評価しており、今後わが国の技術がこれら開発途上国の経済的発展に寄与することが、国際的に期待されている。このような情勢から、技術協力はわが国の重要施策の一環として今後ますます拡充強化されねばならない。このような見地から、アジア地域その他の開発途上にある諸地域に対する条約、その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効果的に行なわしめるため、この法律に基づく特殊法人「海外技術協力事業団」を設立する必要がある。”

こうして海外技術協力事業団は、この法律にもとづき「条約その他の国際約束に基づく技術協力の必要な業務」を実施する機関として、外務省を主管官庁として発足した。

### 第3章 事業団10年の歩み

#### 昭和37年度

事業団の発足に際し、初代会長には小林中が就任し、そのもとに、渋谷信一理事長以下専務理事1名、常務理事1名、監事2名、および非常勤理事4名、顧問4名が任命された。一方事務局は職員総数128名で、アジア協会、メコン総合開発調査会の全職員および国際建設協会、ラテン・アメリカ協会より吸収した一部職員と、若干の外務、大蔵、通産、農林、労働、郵政等よりの出向職員で構成され、機構は総務部、国内事業部、海外事業部、開発調査部、および特別事業部の5部で構成された。そのほか、名古屋および茨城県内原、神奈川県三崎の三つの国内センターがアジア協会から継承され、バンコックの海外事務所も同じくアジア協会から引継がれた。

事務所は赤坂新坂町にあった旧アジア協会は、もちろんその全職員を擁して業務を行なうには狭少であったので、とりあえず神田の住友ビルの一部を借り受けてここにおいた。

業務は年度なかばであったがアジア協会等からそのまま事業団に引継がれ、従前の機関の経験、人的構成を土台とし、外務省の主管のもとに関係官庁、関係民間団体等の協力により実施された。

初年度の予算は総額16億5400万円で、事業としてはアジア協会、ラテン・アメリカ協会より引継がれた研修員受入事業、専門家派遣事業、海外技術協力センター事業および国際建設技術協会、メコン総合開発調査会から引継がれた開発調査事業を引続いて実施し、本年度において総計722名の研修員を受入れ、総計311名の専門家等（開発調査団

員を含む)を派遣した。

なお、かねてアジア経済研究所が建設中であった海外経済協力センタービルが新宿区市ヶ谷木村町に完成し、昭和38年3月に事業団は神田の仮事務所から同センタービルへ移転して本部を定めた。

## 昭和38年度

当初予算は18億9200万円と前年度に比べ2億3860万円、15%の増加となった。この年は事業の規模の拡大よりむしろ体制の整備、事業内容の質的改善に重点がおかれた。

すなわち、研修員のための宿舎として、東京国際研修センターが新たに東京都新宿区市ヶ谷に着工されたほか、既存の内原、三崎、名古屋の各センターは、ともに大巾な整備が行なわれた。

一方、昭和34年3月にわが国およびカンボディア政府間で締結された「日本・カンボディア経済技術協力協定」にもとづき、農業センター、畜産センターおよび医療センターの運営に必要とする日本人技術者の役務提供並びに物資調達に関して、カンボディア政府と事業団との契約による業務が始められ、また昭和31年5月に、日・比両国間で締結された「日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定」にもとづくフィリピン人研修員受入れが、在京フィリピン賠償使節団と事業団との間に結ばれた契約により、業務を開始した。これら業務を含めて、本年度には総計856名の研修員を受入れ、総計287名の専門家等を派遣した。

## 昭和39年度

本年度の当初予算は出資金1億円を含めて23億2300万円と前年度に比べて4億2900万円、18%の増加となった。

一方、かねて建設中であった東京国際研修センター(TIC)が39年9月に完成したが、これに象徴されるように将来の事業拡大にそなえて着々とその体制を整備していった。この体制整備の一環として研修員受入に不可欠な研修監理員制度がようやく確立し、そ

れとともに集団コースの増設、個別研修員の研修期間の長期化が目立って来た。また、この年より単独機材供与事業がはじまった。これまでは所要機材が現地で求められないために、帰国研修員がわが国で修得した技術、知識を十分に活用しえない場合も多く、派遣専門家が携行機材の範囲では十分にその効果を発揮出来ない事態もあり、また専門家の帰国後も相手国が引継いでその事業を実施し、更にこれを拡大して開発を進めるために必要とする機材の供与の必要性が叫ばれていたが、この「人と機材」の結びつきを通じて、技術協力の効率的実施を図るべく、これまでの事業に加えて、新たに機材供与事業が開始され、これによりわが国の技術協力は一段と強化された。

他方、派遣専門家の語学力については、はやくよりその強化の必要性が叫ばれていたが、この年にはじめて本格的な語学研修室が TIC 内に設置された。

本年度の研修員受入数は 753 名、専門家等の派遣数は 335 名であった。

## 昭和40年度

当初予算は24億400万円と、前年度比3.5%の増加にとどまったが、技術協力事業委託費に限ってみると、政府の一般会計予算の前年度比が平均12.4%の伸びであったのに比較して実に26.8%の伸びとなった。

なお、このような事業の拡大に対処するため、本年度に新たに京阪神工業地帯をバックにした研修施設として、大阪国際研修センターを設置することとなり、またニューデリー海外事務所の新設等、事業団体制の整備が引続き行なわれた。

他方、この年には、事業団の外局として日本青年海外協力隊事務局が設置された。協力隊の事業は、技術を有する心身ともに健全な青年を開発途上国に派遣し、相手国の住民と生活と労働を共にしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、わが国青年の広い国際的視野の涵養に資することを目的としたもので、従来の技術協力の範囲を拡大した新規事業である。

本年度の事業実績は研修員受入総計 874 名、専門家等派遣総計 300 名となったほか、新たに48名の協力隊員を派遣した。

## 昭和41年度

この年4月アジアの地域協力を強化するため、第1回東南アジア開発関係会議がわが国のイニシアティブによって開催され、引続いて第1回東南アジア農業開発関係開発会議が開かれて農業協力の重要性が強調された。

また、この年各方面に赴いた各界の経済調査団は、各国の経済協力実地調査の上、技術協力は確立された理念と政策目標の下において、これを実施すべき時期に立至っているという意見を發表したが、このように技術協力事業の必要性は高まり、いよいよ事業団の活動も新たな段階に入った。国際的には開発援助委員会(DAC)や国連貿易開発会議(UNCTAD)の場において、また国内でも各方面から技術協力推進の積極的な発言、提案があった。

こうした中で当初予算も大幅に増加し、全体で34億7100万円となった。この予算の中心をなす外務省所管のものは31億4100万円で、前年に比し実に52%の増加をみた。政府一般会計の伸びが前年度比18%増であったことからみても、その増加の著しさを知らることが出来よう。研修員の受入はますます増大し、受入数は年間1000名の大台を突破し、トップレベルの高級研修員の来日も目立って来た。わが国技術協力の国際間の評価の高まりは専門家要請の増大にもあらわれ、特に高級行政官の要請が増加して来た。準賠償方式によるカンボディアの3センターは協定期間を終了したが、引き続きコロンボ・プランの枠内で日本政府の技術協力により専門家派遣、機材供与を行なった。開発調査事業はメコン下流地域調査が一段落をつけ、新たにメコン上流ナムグム多目的ダムの実施設計に着手し、また、アジアハイウェイ計画の一環であるスマトラ縦貫道路の調査が始まった。

一方、人道的見地のみならず、疾病に悩む開発途上国住民の保健、衛生水準を向上させ、健康の増進によって、社会、経済開発の展開に寄与するため、医療協力を強化することとなり、従来的一般専門家派遣事業で取扱っていた医療専門家派遣業務を、本年度から医療協力事業として分離独立させ、これを実施するため新たに医療協力室が設けられた。

これは、今まで実施してきた経済的或いは産業的開発の協力アプローチから、社会開発を含めた総合的なものへの協力の展開の一つの現われであるが、教育の分野においても、同様に新たな展開がみられた。すなわち昭和40年に開催された「文盲根絶世界文部大臣会議」および「アジア地域ユネスコ加盟国文部大臣、経済、企画担当大臣会議」において、教育事業の強化拡充と、これに対する国際協力の重要性が強調されたが、このような教育事業を通じての人的資源の開発の重要性への認識のもとに、開発途上国の理科関係の教員を再教育するため、この年度より、文部省所管予算で理科教育海外協力事業が開始された。

本年度の事業実績としては、総計1,224名の研修員を受入れ、350名の専門家等、および103名の協力隊員を派遣した。

関西地区における研修が強化された。なお本年度をもって特別事業部は廃止された。

## 昭和42年度

この年も引続いて総予算は伸び、53億5900万円に達し、外務省所管の委託費は実に前年度比60%の増加を示した。このほか通産省および文部省所管の委託費に加えて、新たに日韓経済協力協定にもとづいた韓国よりの研修員受入れ事業が、在京大韓民国使節団との契約により開始された。

一方本年度には新規事業として、農業協力事業と開発技術協力事業が発足した。開発途上国の農業の重要性は、社会的にも経済的にも極めて高く、増大しつつある開発途上国からの農業開発の協力要請に照らし、農業協力を従来の個別専門家の派遣、農業技術の実験展示、農業技術の訓練を主目的とした、いわゆる点としての協力から、土地基盤整備、営農技術の改良、社会的経済的基盤の整備等総合的な施策の集中的実施により、経済開発計画の一環となるべきプロジェクトとしての総合開発的な協力へ展開させることとした。一方開発途上国は経済開発を軌道に乗せるためには、輸出を振興し外貨を獲得してトレードギャップを埋めることが必要であるが、開発途上諸国の総輸出の80%が一次産品で占められている。従って輸出所得の増大を図る方途としては一次産品の輸出拡大が最も効果的であることから、わが国は一次産品の輸入拡大を通じてこれに対応す

べく、わが国での需要に適合するよう、その生産性の向上、品質の改善、流通機構の整備等の面に対する一次産品開発技術協力を展開することとなった。

なお、このような農業協力事業と開発技術協力事業を実施するため、新たに農業協力室と開発技術協力室が設けられた。本年度事業実績として総計1,084名の研修員を受入れ、個別派遣、海外技術センター、医療、農業協力、開発技術および開発調査事業を含め、総計641名の専門家等および162名の協力隊員を派遣した。

一方、前年度より工事がすすめられた大阪国際研修センターは4月に竣工開館し、関西地区における研修が強化されることとなった。また、本年度予算で日本青年海外協力隊事務局の庁舎および訓練所の建設が認められ、3月末に竣工した。

## 昭和43年度

南北問題が国際的に大きな高まりを見せ、先進国、開発途上国双方のこれまでの援助のあり方や効果について種々の反省がなされるとともに、開発途上国の経済開発の展開の重要性が強調され、日本の開発途上国への援助の強化がますます要望された。このような情勢を背景として、当初予算も総額69億2100万円となり、政府委託事業は著しく伸びた。こうした予算の激増に伴って経理業務も急速に拡大してきたため、従来の総務部から経理部を独立させ、経理業務の強化充実が図られた。

一方、さきの第1回東南アジア開発関係会議で打出された、多国間協力による東南アジア漁業開発センター設置構想が具体化し、本年3月正式に発足したが、これに伴い、事業団は船舶並びに器材の調達に関する契約を同センターと締結し、この年度よりその業務を開始した。こうしたアジア関係の国際機関に対する協力は専門家派遣などにおいても一層強化された。

他方、開発調査事業も調査団の大型化と調査期間の長期化が目立つとともに、質的改善のための1つとしてフィージビリティ調査を一步前進させて、工事の実施計画案を作成するための実施設計に関する調査までも行なうこととなり、協力の一貫性が深められた。

また、この年より従来の技術協力についての効果測定が開始され、調査職員の開発途

## 第1部 第3章 事業団10年の歩み

上国への派遣が行なわれた。また事業団の海外における活動体制強化のため、プノンペンに海外事務所が設置された。

他方、協力隊では昨年度末に竣工した日本青年海外協力隊ビルにおいて、本年4月より業務を開始し、これにより、隊員候補生の訓練と、事業の推進母体である事務局の一体化が実現し、本事業の発展のための基礎が確立した。

本年度は、総計1,395名の研修員を受入れ、総計788名の専門家等および179名の協力隊員を派遣した。

この年10月には事業団発足以来会長の任にあった小林中が退任し、後任会長に中山素平が就任した。

### 昭和44年度

本年度の予算は76億3900万円となり、前年に対する予算の伸びは比較的小幅に止まったが、事業実施体制に大幅な改善が行なわれ、専門家や協力隊員の在勤俸増額、専門家の災害補償制度、共済給付制度、生活保障制度、特別嘱託制度等が設定され、待遇改善が重点的に行なわれた。研修員についても研修付帯費等の増額があり、また集団コースに対しコースリーダーを委嘱する制度を発足させた。

一方事業団の体制としては、海外事務所の増強、職員の在外研修など、かねてからの懸案事項もかなり充実され、6月には東京国際センターの増築が完成し、8月にはダッカに海外事務所が設置された。

本年度における研修員受入は、総計1,632名、専門家等の派遣は総計803名、協力隊員の派遣は233名に及んだ。

なお、この年の7月には事業団発足以来理事長の任にあった渋沢信一が退任し、田付景一が新たに理事長に就任した。

### 昭和45年度

当初予算総額は約90億2900万円で、委託費は前年度比18%強の増加を示した。研修受



入の要請は年々増加し、本年度の受入人数は1,763名に達し、とくに高級研修員の来日が目立った。海外派遣の専門家は814名、協力隊員は218名の実績を示し、むしろ要請に応じ切れぬという状況を呈したが、とくに国連機関をはじめ国際機関による専門家派遣が目立ち、高級技術専門家派遣に対しては特別技術報酬制度も設けられた。また国家公務員の専門家として派遣する場合の身分についてはかねて問題があったところ、12月にはこれら専門家を含めて、国際機関等に派遣される国家公務員の処置等を改善し、その派遣を促進するための「国家公務員派遣法」(第117号)が成立した。

開発調査については多国間のものとして新たにマラッカ海峡調査が取上げられた。機材供与も大幅に増額し、農業協力は東南アジアに重点がおかれ、研究協力プロジェクトが取上げられた。

他方45年9月には、対外経済協力審議会の技術協力部会は、技術協力強化について中間答申をおこない、国の内外の要望にこたえ今後の技術協力のすすむべき道を政府に答申した。

事業団の体制としては、シンガポールの海外事務所が3月より発足した。

なお、この年カンボディアの戦乱のため同国に派遣中のセンター要員、専門家の引揚げをやむなくされた。

## 昭和46年度

当初予算は103億8000万円で、昨年に比べ15%の伸びを示した。研修員受入は量的増大よりむしろ研修の内容充実におかれ、民間委託研修の大幅な増加とともに、一部の府県に対する研修員受入の補助金制度が外務省の手によって始められた。他方わが国専門家の能力が開発途上国に高く認識された結果、その国の行政顧問、公団公社総裁等の高官として日本の専門家を派遣する要請が目立った。優秀な専門家の発掘確保のため、引き続き僻地手当、語学手当などの待遇改善措置がとられ、所属先給与補填制度も新しく設けられ、開発調査事業も、効果を一層たかめるためコンサルタント会社との一括契約方式が採用され、この年は約20%がこの方式になった。

本年度においては、総計1,724名の研修員を受入れ、総計939名の専門家等および217

第1部 第3章 事業団10年の歩み

名の協力隊員を派遣した。

海外事務所はこの年もサイゴン、ナイロビおよびテヘランの3か所に新設された。一方ダッカ海外事務所は、印・パ戦争により一時閉鎖された。また、庁舎拡大のため増改築中であった経済協力センタービルの別館が1月に完成した。

# 第 2 部 各 論



# 第1章 研修員受入事業

## 1. 沿革

開発途上諸国におけるマンパワーの不足は、資金、設備機材の不足とともに、その経済、社会開発の推進にとって大きな阻害要因となっている。従ってかかる開発に必要なマンパワーの養成は、これら諸国にとってもっとも急を要する問題であり、このための協力の重要性については今更言うまでもない。かかる趣旨から研修員受入事業は、わが国の技術協力の発足以来、その発展過程において、つねにもっとも重要な柱の一つとしてその拡大が図られてきた。

すなわち、わが国は、昭和29年にコロンボ・プランに加盟して、初めて正式に自らの経費負担による政府ベース技術協力が発足したが、その協力内容は研修員受入と専門家派遣の二つの事業であり、翌30年に東南アジア諸国からコロンボ・プランによる研修員16名が初めて受入れられた。

その後技術協力は年々拡大の一途を辿り、それとともにその協力方式も、当初の研修員受入れと専門家派遣の二つの事業から、海外技術協力センター、開発調査事業へと多様化し、とりわけ当事業団が設立されて、さらに技術協力の積極的展開が図られるに及んで、日本青年海外協力隊が発足し、また農業および医療の分野におけるプロジェクトベースを中心とした協力が実施されるに至った。

しかし、その間においても、研修員受入事業の重要性はいささかも減じるものでなく、むしろプロジェクト協力のカウンターパートの育成等をも含めて、各種の技術協力方式との関連のもとにおいて、さらに一層その重要性を高めてきている。

## 1. 実施形態

わが国の政府ベース研修員受入事業を資金の面から大別すると、研修員の受入れに要する経費をわが国政府が全額負担する協力と、その一部を負担する協力の二つの方式に大別することができる。

### ① 全額経費負担方式

前者の研修経費全額負担方式は、わが国政府が研修員の往復渡航費、滞在費およびわが国における技術研修に必要な諸経費（研修付帯費）の全額を負担するもので、これによるものとしては、前記のコロンボ計画のほか、昭和33年に始まった中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画、および昭和35年に始まったその他アジア地域等技術協力計画（旧北東アジア計画）のいわゆる二国間方式によるものが大部分を占め、その他昭和34年より始められた原子力平和利用計画等の国際機関を通して行なう、多国間方式によるものが一部含まれている。これらの計画にもとづき、これまで世界の開発途上地域の数か国から、研修員の受入れを実施しており、現在のわが国の研修員受入事業の大宗をなすものである。

この方式による研修員の受入れは、これら開発途上国地域の諸国に対して、わが国が設定した研修コースについて、わが方から各国に研修の枠を割当て、これに対する各国の応募によって研修を実施する、いわゆる集団研修と、これら諸国からの個別の研修要請にもとづいて、わが国が個別に受入れて研修を実施する個別研修の二つの方式が採られている。この両者の相異は、前者が量的消化にとって能率的であるのに対し、後者は個々の研修員の能力、要望に応じた効果的研修ができる反面、必ずしも能率的でない点であろう。

受入研修員の資格は原則的には大学卒業後4～5年以上の実地経験を有する技術者であり、これら中堅技術者をわが国において通常3か月以上1か年の期間技術研修を行ない、より高度な技術を習得せしめることを目的とするものである。このほかに短期間の視察を中心とした研修員も相当数受入れているが、概して政府高官か高級技術者が多い。

### ② 一部経費負担方式

一部経費負担方式は、通常往復渡航費と滞在費を先方が負担し、わが国は国内での研

修に要する経費を負担するものである。これに属するものには、いわゆる多国間方式による、日米合同第三国計画（昭和39年終了）、国連および政府一般の計画がある。

これらの計画にもとづく研修員の受入れは、それぞれの機関および政府よりわが国政府に要請され、わが国がその研修員の受入れについて能否を決定することになっている。

研修員の資格については、一定の取極めはないが、一般的に中堅以上の官吏、技師、大学教授および学校教員等が大部分を占めており、研修内容も視察、見学を中心としたものが多く、平均滞在日数は、国連関係で2.4か月、日米合同第三国計画で2.7か月である。

なお、上記のほか、特殊なものとして、昭和35年から42年まで続けられたインドネシア賠償による研修員受入、昭和38年から始められたフィリピン賠償による研修員受入、および昭和42、43年に行なわれた日韓経済協力協定による研修員受入等があるが、これは特に夫々の国の出先機関と事業団が直接契約を結んで行なうもので、研修に要する経費は全額相手側が負担するものである。

## 2. 実施形態の推移

事業団の研修員受入事業の足跡を省みると、その初期の段階から今日に至る事業形態および質にみられる変遷は、わが国の技術協力の発展の過程と、開発途上諸国の経済、社会発展向上の様相を如実に反映しており、本事業の過程を考察すると、ほぼ以下のパターンに要約できよう。

### ① 第1期（昭和29年～35年）

アジア諸国を主とする各国の政府高級官吏を中心とした、個別受入による短期間視察プログラムを通じて、わが国の実情を認識せしめることに重点を置いた時期である。この時期は、受入れの中心はわが国の一部経費負担による多国間方式におかれ、とくに日米合同第三国計画が過半を占めた。反面、現在の受入れの主流となっている、わが国の全額経費負担による二国間方式の研修員受入れは、いまだ揺籃期を脱しえず、期中の受入数は678名と、全受入数3,016名の22%にすぎなかった。

### ② 第2期（昭和36年～40年）

アジア諸国中心から、中近東・アフリカおよび中南米の各地域に研修計画が伸長し、中

級レベルの技術的人材の受入れが急増、訓練対象業種、分野が画期的に拡大し、稲作から原子力までの、いわゆるすべての業種分野をカバーする技術研修が開始されるに至った。

この間、これまでの個別研修方式に加えて、昭和36年から集団研修方式が採用され、研修員導入の拡大のための体制が整えられ、訓練期間の長期化が定着した。また、国際原子力機構 (IAEA)、食糧農業機構 (FAO) 等、国際機関プログラムによる多国間方式の研修員受入れが行なわれ、国内の官・公・私の研究および訓練機関に研修員が拡散することとなった。

他方、二国間方式を中心としたわが国全額経費負担による受入れは、漸く順調な伸びを示し、期間中の受入れは全体の60%を占めるに至った。他方、一部経費負担による多国間方式による受入れは、日米合同第三国計画の減少が主因となって、その全体に占める比率が低下したが、絶対数でも全体の大幅な伸びにも拘らず減少した。

かかる趨勢は、国内研修体制の整備に伴う二国間方式による自主的受入れの定着への過程を示すものであり、期末の昭和40年度にはその比率は80%に達した。

### ③ 第3期 (昭和41年~45年)

研修員受入数が年間1,000名を超え、発展途上諸国に、集団研修方式等わが国の研修事業方式が定着し、一方、わが国の受入体制も着々と整備されるに至り、単なる特定機関からの散発的な人材のみならず、海外技術協力センターの現地側指導要員 (カウンターパート)、専門家派遣事業による日本人専門家の現地人アシスタント、開発調査事業プロジェクトの現地側担当技術者など、各技術協力方式に関連した人材が、本事業による研修員として来日するに至り、本事業のプログラム方式の中に、各方式と有機的連携を持ったプロジェクト協力方式の色彩が加味され、わが国の技術協力にとって有機的な効果が期待される段階に達した。また、この時期には、集団研修方式の定着もあって、わが国の全額負担による二国間方式が全体の83%と大半を占め、ここにわが国の研修員受入事業は、一応その体制が確立されたといえることができる。

### ④ 第4期 (昭和46年~ )

第1期から第3期にかけて、量と規模の拡大が急速に展開された本事業の今後のあり方として、わが国滞在中の各研修員の技術修得度が厳密に問われることになる。これ



は、先進諸国と発展途上諸国の経済、社会開発の格差を縮める上で、殊に、援助、被援助諸国間の技術的格差を如何に早急に埋め合わせるかという問題から、速効的な効果を本事業によってあげてを、開発途上諸国から大きく期待されつつある点からも明白である。

これらの解決策としては、これまでの集団研修方式に、そのフォローアップとして個別研修を加味することなどが順次とりあげられており、また地域性を加味した第三国研修についても検討が加えられている。しかし、今後はさらに一步進めて、集団研修の中で、国別事情等に応じたカリキュラム等を検討作成し、実施していくといった、国別或いは地域別の集団研修コースの開発等について検討すべき時期が来ていると思われる。

## 2. 実 績

昭和29年のコロソボ計画以来、昭和47年3月末までの研修員受入総数は16,015名にのぼる。

この実績を、資金別および方式別により区分すると次のようになる。

### 1. わが国政府の全額経費負担によるもの

二国間方式	アジア地域	7,644名
	中近東・アフリカ地域	1,684名
	中南米地域	1,112名
国際機関	原子力計画	131名
	一般計画	42名
		計 10,613名

### 2. わが国政府の一部経費負担によるもの

国連計画(タイプIを含む)	1,162名
政府一般要請	1,447名
日米合同第三国計画(昭和39年終了)	2,207名
計 4,816名	

### 3. その他賠償等によるもの

第2部 第1章 研修員受入事業

フィリピン賠償	52名
日韓経済協力	60名
インドネシア賠償	474名
計	586名

これで見ると、わが国政府の経費全額負担による研修員受入れは、全体の実績の約66%であり、約30%以上が、日本政府以外の機関の負担によっている。これは前述のとおり、初期の二国間方式が定着する以前の多国間方式が中心であった時期における実績数に因るものであり、とくに昭和39年に至るまでの日米合同第三国計画による受入研修員数が、2,207名と大きな比率を占めている。わが国の全額経費負担による二国間方式の充実にともな、その比率は年々高くなってきており、昭和46年度は全額経費負担の研修員は1,551名と、総数1,723名の90%を占めるに至っている。この年度別推移は、参考資料5—(1)「年度別・方式別研修員受入、専門家および青年協力隊派遣実績表」のとおりである。

次に受入研修員実績を地域的分布で見ると次のようになる。

アジア地域	12,817名 (80%)
中近東・アフリカ地域	1,914名 (12%)
中南米地域	1,199名 (7%)
その他	85名 (0.5%)
計	16,015名

これで明らかなように、80%はアジア地域の諸国からの研修員であり、10%前後が中近東・アフリカ地域および中南米地域となっている。アジア地域のうち、以下の諸国からの受入れはとくに多い。

タイ (2,030名)、インド (1,040名)、中華民国 (1,982名)、  
フィリピン (1,152名)、韓国 (1,325名)、インドネシア (1,763名)

地域別分類による研修員受入(実績)の年度別推移は、後掲「年度別・地域別研修員受入実績表」のとおりである。

また、受入研修員の主要業種分野は次のようになっている。

1) アジア地域

農水産(3,791名) 行政(1,766名)

厚生(1,059名) 郵政(915名)

2) 中近東・アフリカ地域

農水産(402名) 郵政(360名) 行政(220名)

運輸(200名) 建設(165名)

3) 中南米地域

農水産(236名) 郵政(230名) 運輸(168名)

建設(105名) 公益事業(104名)

これで見ると、各地域とも農水産関係の研修員が多いことが目立つ。これは、開発途上諸国のすべてにとって農業開発がその経済開発の支柱になっており、とくに農業技術の高い日本において、農業関係の研修に対する各国の要望が高いことのあらわれと思われる。

農業水産に次いで要望の高い分野は、運輸通信、建設等インフラストラクチャ部門であり、開発途上諸国における経済開発の基礎としてのインフラ部門の強化への意欲のあらわれといえよう。

事業団発足時までににおける業種別研修員の順位が、農水産、軽工業、教育、行政、運輸、郵政の順であったのに対し、発足後の10年間では、農水産、行政、郵政、運輸、建設、軽工業の順となり、インフラ部門への傾斜がとくに最近になって著しくなっていることがうかがえるのは興味深い。この業種別受入実績の年度別推移は、参考資料5-(2)「年度別・計画別・業種別研修員受入実績表」のとおりである。

年度別・地域別研修員受入実績表

地域	年度	29~36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	29~46
		年度 合計											年度 合計
アジア地域		3,642	576	713	591	716	970	888	1,131	1,296	1,344	1,316	13,183
中近東・アフリカ地域		227	26	84	88	74	149	100	208	173	206	205	1,540
中南米地域		85	54	54	69	82	102	95	100	160	211	198	1,210
その他欧米諸国		38	2	6	6	3	4	2	10	4	3	5	83
計		3,992	658	857	754	875	1,225	1,085	1,449	1,633	1,764	1,724	16,016

### 3. 研修員受入れにともなう付帯業務

#### 1. オリエンテーション

来日した研修員は、その殆んどの者が初めての来日であり、また、研修についても、日本社会の歴史、文化、経済状況についての基礎的知識を得ておくことにより、より研修内容についても理解を深めることができるものである。このため従来行なってきたオリエンテーションを更に充実させ、昭和40年度から計画的に実施することとし、研修開始前約1週間をオリエンテーションにあて、東京および各地方研修センターにおいて、講義或いは見学を中心としたオリエンテーションを実施している。

#### 2. 日本語講習

わが国の研修員受入事業において、他の先進諸国に比べて言葉の問題は研修実施上大きな障害となっている。この障害を少しでも軽減してやることは、とりまなおさず日本での研修効果を高めることになるので、事業団としては、できる限り多くの研修員が受講できるように配慮し、昭和41年度より一般日常会話を中心とするコースも初級、中級、上級の三段階を設け、更に、研修上日本語を必要とする研修コースについては、特別にその技術コース単位に講習会を開設した。一般コースは夜間に開設して、研修員が自由に参加できるようにし、特別講習は特定期間の間集中的に実施し、その効果を高め技術研修に直ちに役立つよう実施している。

#### 3. 医療および福祉厚生

来日研修員を疾病から守り、また研修生活を一段と充実させることを目的として、予

防注射、常備医薬品の設置、嘱託医委嘱、健康診断等の医療活動を始め、昭和38年度より日本医師会の協力により全国的に健康保健と同等の取扱いが可能となり、更に福祉厚生活動としてバス旅行、パーティ、ホームヴィジット、映画会、スポーツ大会、生花講習会、観劇、レコード、スポーツ用具の設置等レクリエーション活動を各研修センターを中心に行なってきた。

また、鉱山、トンネル等危険度の高い実習を行なう研修員に対し保険金額500万円の傷害保険を、またバス旅行参加研修員に対し200万円の交通傷害保険を掛けるなど、災害・事故における研修員の補償問題に対処してきている。

#### 4. エバリュエーション

多数の開発途上国から来日した研修員を一つのグループにまとめて研修することは、極めて難しい仕事であり、また、開発途上国においても、技術の進歩あるいは社会・経済環境の変化から研修のニーズも逐年変化してくるものである。従って、

今後の研修事業の充実強化を図るため、昭和39年度以来計画的に集団コースを中心に研修の成果を評価し、研修員の意見聴取、最終研修報告書の分析等により、研修内容、各国の研修ニーズ、研修期間の適否、日本に於ける生活等について検討を行なっている。

#### 5. 帰国研修員のアフターケア

##### ① 帰国研修員巡回指導

研修員の帰国後の実態に関する調査に引き続いて、昭和44年度より、本邦研修機関先の研修指導者を派遣している。これは、各研修分野に於て、帰国研修員の直面している技術的な諸問題に現地で助言指導を行なうとともに、研修プログラムの改善につながる帰国研修員の、日本に於て習得した技術の応用等について調査することにある。

##### ② 文献供与

事業団と各帰国研修員、および帰国研修員相互の交流をはかる目的で、英文季刊誌「KENSU-IN」を昭和39年より発行している。

又、その他の定期刊行物として、農業、工業関係を主に、「Farming Japan」(季刊)、「Look Japan」(日刊)、「Technocrat」(月刊)を購入、当該分野の帰国研修員に送付している他、専門技術文献も帰国研修員の要望にもとづいて送付している。

③ 機材供与

研修員がわが国に於て取得した技術を、自国に於て普及、演示するために必要な機材を、一般機材供与事業の中で帰国研修員のフォローアップとして供与してきている。昭和44年度にアフガニスタン始め15か国、45年度にはインドネシア等10か国、46年度においてはビルマ他25か国の帰国研修員に対し機材を供与した。

本事業の詳細については、機材供与事業の章において述べることとする。

④ 同窓会

近年各国において帰国研修員同窓会設立の気運が高まっており、すでにマレーシア、フィリピン、アルゼンチン、およびインドでは数年前から結成されて、日本語教育、日本事情研究、映写会等に加えて、技能競技会（フィリピン）などの幅広い活動を続けている。

6. 研修センター運営

研修員受入事業において、宿泊施設の問題は極めて重要なことである。研修員にとって、快適な居住環境の中で過すことは、その研修成果に多大な影響を与える。このため当事業団は、東京、名古屋、大阪に宿泊施設と講義施設を兼ね備えた研修センター、内原（茨城県）、三崎（神奈川県）には、農業、水産の研修施設で宿泊施設を有するセンターを運営している。

各センターの収容人員数はつぎのとおりである。

東京インターナショナルセンター	291名
名古屋国際研修センター	100名
大阪国際研修センター	70名
内原国際農業研修センター	54名
三崎国際水産研修センター	29名

これら研修センターにおける研修以外の業務は、前述したように研修員の便宜を図ってオリエンテーション、日本語研修、医療および福祉厚生について、とくに配慮した業務を行なっている。とくに、研修員の健康管理面については、予防注射や嘱託医による診察等、またレクリエーションとして観光、スポーツ大会、パーティ、映画会、観劇会等を催して、日本での生活をエンジョイさせることにも意を注いでいる。

## 第2章 専門家派遣事業

### 1. 沿革

わが国の政府ベースによる専門家派遣事業は、昭和29年、わが国のコロンボ・プランへの加盟により、研修員受入事業とともに政府ベース技術協力の重要な柱の一つとして発足し、翌30年に初めて28名の技術指導専門家が東南アジア諸国に派遣された。

この専門家派遣事業は、開発途上諸国の経済発展の大きな阻害要因となっている人材不足を解決するため、専門家を派遣して必要な人材養成のための援助を行なうものである。

かかる趣旨から、わが国では当初より専門家派遣事業に積極的に取り組み、前述のコロンボ計画に加えて、昭和33年には中近東・アフリカ諸国ならびに中南米諸国に対し、わが国独自の技術協力計画を、また昭和35年にはコロンボ計画に加盟していない中華民国（台湾）等、その他アジア地域に対する技術協力計画を発足させ、これによって専門家派遣事業の対象地域を順次拡大させてきた。こうして昭和40年度末現在では、専門家派遣国は60数か国を数えるに至っている。

昭和30年に専門家派遣事業が開始されて以来、かかる対象地域の拡大とともに派遣数も年々増加し、また、指導業種ならびに派遣形態も多岐にわたっていったが、一方専門家派遣事業をより効率的に実施するために、その実施態勢や制度の面でも逐次整備改善された。

すなわち、昭和38年には、それまで行なわれてきた一般の専門家派遣制度と別に青年技術者派遣計画を発足させた。これは、技術を通じて、日本青年と発展途上諸国の青年

の間に友情を築くことをねらいとするものであるが、本事業をより拡大し、一元的に実施するために、専門家派遣事業から分離独立し、日本青年海外協力隊事業の発足とともに、発展的にこれに吸収された。

また極端な医師不足、貧弱な医療施設および栄養不足は、開発途上諸国にとって、その国民の健康を保持するためには大きな悩みとなっており、そのため、わが国からも多数の医療専門家および医療チームが開発途上諸国に送られたが、医療分野における専門家派遣事業の重要性に鑑み、昭和41年よりこの事業を独立分離させ、プロジェクト・ベースにもとづいた医療協力事業として発足させた。

このように、わが国の専門家派遣事業は昭和46年度に至る16年間の経過において単発派遣事業からプロジェクト化の傾向を辿り、部分的には日本青年海外協力隊事業等へと分離発展を遂げつつ今日に至っている。

コロンボ計画等わが国の技術協力計画は、いずれもわが国と開発途上諸国政府との間の協定に基づく二国間方式によるものであるが、昭和31年、わが国の国連加盟が承認されて以来、国連の開発援助活動に積極的に参加協力する姿勢から、国連およびその他国際機関の求める専門家を、わが国の費用負担により、ECAFE、UNCTAD 等国連地域経済委員会或いは専門諸機関、およびアジア開発銀行（ADB）、アジア工科大学院（AIT）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）等の国際機関への専門家派遣を実施してきた。これらは、上述の二国間方式に対して、多国間方式によるものであり、とくに東南アジア開発閣僚会議の諸決議にもとづき、地域経済協力の一環としてのADB、東南アジア漁業センターへの専門家派遣実施を契機に、昭和43年度から国際機関等技術協力計画を発足せしめ、従来の多国間方式による専門家派遣事業を一括し、この計画のもとに実施してゆくこととなった。

以上述べた諸計画のほか、二国間方式による技術協力専門家派遣事業の一つに、理科教育海外協力事業がある。この事業は、技術不足に悩む開発途上諸国の技術教育の最も基礎的部分である理科教育の充実に協力することにより、科学的技術的基礎知識をしっかりと身につけた人材の養成を図り、これら諸国の将来の技術者層を厚くすることを狙いとしており、昭和40年のバンコックにおける第2回アジア地域ユネスコ加盟国文相会議において採択された諸決議にもとづき、わが国からの理科教育専門家の派遣を要請された



ものである。本隊は文部省予算として当事業団に委託され、昭和41年以降アジア、アフリカ諸国のうち、毎年5か国に対し、各1名の専門家を6か月派遣し、これら諸国の中等理科教育担当教員を対象に、理科教育の内容と指導方法の実際を演示指導している。

### 1. 業務の形態

以上に述べた専門家派遣事業は、相手国政府が、その開発計画を推進する上で必要とする技術者を個々に要請してくるものに対し、わが国より個別に派遣するものであるが、派遣専門家の現地における業務形態は概略して以下のいくつかのパターンに分類できよう。

#### 1) 技術業務提供型

相手国政府機関ないしは政府企業等に配属され、相手側技術者の一員として調査研究、技術指導に直接従事するもの。

#### 2) プロジェクト型

特定プロジェクトの相手国カウンターパートに対して、調査研究の方法、技術技能を指導するもの。

#### 3) 調査チーム型

調査チームを組み、基本設計、実施設計、工作設計等を派遣専門家を主力としたチームで作成し、設計書を相手国政府に提供するもの。

#### 4) アドバイザー型

開発政策、計画の各種の段階の企画立案に参画したり、行政管理、政策策定などの相談に委るもの。

以上のように、一概に専門家といっても、相手国においては、種々のキャパシティを持って活躍しており、そのため、他の技術協力事業および経済協力事業との関連も深く、他事業の実施、推進にとって重要な一端を担っている場合が多い。

すなわち、開発調査事業関係の予備およびフォローアップなどの専門家派遣、また海外センター事業関係の調査専門家派遣、協定実施中のセンター要員の追加派遣、協定終了後当該プロジェクトのフォローアップのための専門家派遣等がある。また、円借款プロジェクトの予備調査、フォローアップのための長期専門家の派遣、プロジェクト・ベースの派遣専門家の指導のため、或いは機材供与事業に関連して機材据付、操作のため

の専門家の派遣等、種々の形態の派遣事業がなされている。

## 2. 体制、制度の改善

昭和30年にわずか11,495千円、28人の派遣実績をもって開始された本事業であったが、16年後の現在、金額にして約114倍、派遣人数にして475名と約17倍へ大きく成長してきた。とくに、昭和37年に当事業団が設立されてからの急成長はめざましく、予算上では、37年度に対比して、47年度予算で5.6倍となり、162億円の予算をもつに至った。

一方この間優秀な専門家の確保、派遣中の専門家の待遇の改善、現地活動の強化など専門家派遣のための諸制度整備充実が逐次図られてきた。

すなわち、専門家の直接派遣経費（往復渡航費、外国日当、宿泊料、在勤基本手当、家族手当、住宅手当、支度料、移転料等）および現地活動に必要な経費（携行機材費、現地業務費等）の改善のほか、昭和43年度より、帰国専門家が復職するまでの間の生活の安定を図るため、生活保障制度が設けられ、必要とする帰国専門家に6か月を限度として保障金が支給されるようになり、また、有能適格な専門家を常時確保するため特別嘱託制度を設け、帰国専門家のうち再度派遣することが予測されるものについてこれを事業団にプールしておくとともに、技術研修等、次の派遣準備に専念しうよう1年を限度として手当が支給されるようになった。

更に、昭和44年度からは、3年以上の任期で赴任している専門家の任期2年経過後、公費で一時帰国できる専門家公費一時帰国制度が発足し、また専門家の現地での活動を補完し後方支援するため、現地語教科書費、設計報告書の作成のための経費が認められた。

昭和45年度には、その専門技術分野において、とくに深い学識と幅の広い豊富な経験をもち、それによって、国内的にも国際的にも著名な社会的地位の高い人材を専門家として派遣する場合に、特別技術報酬を支給しうることになった。

昭和46年度予算では、上述の諸経費のうち、現地業務費、携行機材費1人当りの単価が引き上げられたほか、帰国専門家生活保障費、専門家プールのための特別嘱託の経費などの諸経費の枠が大幅に増大した。加えて、昭和46年度予算として、新たに、生活不便の多い開発途上国にあって、しかも僻地で活動する専門家のための待遇改善を目指した

僻地手当の支給、語学能力のある優秀な専門家を確保するための語学手当の支給が予算上制度化された。さらに、現役活動中の国内の技術者から、技術・識見・人格・語学ともに優秀な専門家を発掘し、確保するためには、国の諸機関のみならず、地方公共団体、政府関係機関、大学、民間団体、個々の企業など、専門家の所属機関から好意と理解ある協力を得ることが不可欠の要件であるが、これまでのように、これら諸機関の善意のみに寄りかかることなく、専門家を提供することによって生ずる所属機関の犠牲と損失を軽減しようという姿勢を打ち出し、専門家派遣事業に協力してもらうための予算的措置、すなわち、所属先給与補填制度を新設し、所属先機関の派遣専門家に対する人事上、身分上、その他の取扱いに関する好意的措置に応えることとした。

## 2. 実 績

昭和30年から昭和46年度末に至る専門家派遣事業の支出金額、および派遣人数の実績は3,098名、7,710,728千円である。

専門家派遣数は後掲参考資料の実績統計にみられるように年々増大しているが、昭和39年度がとくに少なかったのは、当事業団が昭和37年度に設立されたばかりであり、新規派遣をひかえてつぎの飛躍への準備にあてたものである。昭和40年度以降はいちじけるしい増加ぶりであるが、昭和42年度に急増しているのは、医療協力事業が独立分離して発足し、とくに積極的に医療専門家の派遣が行なわれたことに因るところが大きい。

また、計画別にみると、コロボ計画と中近東・アフリカ計画による派遣実数は一貫して増大の傾向を辿っているが、その他の計画では、中南米計画と、その他アジア地域等計画による派遣数は、43年で頭打ちとなり以降減少している。

派遣実績を業種別にみると、農林水産業が全新規派遣数の約3割を占めて圧倒的に多く、次いで、建設土木、郵政（特に電気通信）、運輸（特に港湾）、公益事業（特に電源開発）などの順になっている。

これは、急激な人口の増大に対して十分な食糧を確保するため、従来のモノカルチャー的プランテーション農業、ならびに土地収奪的粗放農業からの脱皮を目指す開発途上諸国政府の努力の反映であろう。

第2部 第2章 専門家派遣事業

また、開発途上諸国のすべての開発の基礎たるべき、道路、橋梁、電源開発、港湾、電気通信など、中央政府の組織的協力なしには開発し得ないような、莫大な資本と技術を必要とするインフラ部門の整備に重点をおいて、専門家派遣の要請のあったことがうかがわれる。

なお計画別、業種別並びに地域別派遣実績の年度別推移は、参考資料5-(3)「年度別・計画別・業種別専門家派遣実績表」および下記の「年度別・地域別専門家派遣実績表」のとおりである。

年度別・地域別専門家派遣実績表

地 域	年 度	30～36年度計											30～46年度計
		37	38	39	40	41	42	43	44	45	46		
アジア地域		395	73	87	67	118	116	228	288	329	259	345	2,305
中近東・アフリカ地域		63	19	12	13	21	30	42	71	71	85	92	519
中南米地域		20	4	8	10	15	24	43	42	32	30	36	264
その他欧米諸国等		0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	2	7
計		478	96	110	90	154	170	313	403	432	374	475	3,095

## 第3章 機材供与事業

### 1. 沿 革

わが国の技術協力が研修員受入れおよび専門家派遣の2方式から発足し、これが大きな効果をあげてきたことはすでに述べたところである。しかしながら、開発途上国にとっては人の面からの協力もさりながら、折角、外国から技術を取り入れ、また国内の技術をレベルアップさせようとしても、機材の不足のため、思うように成果があがらないといったケースが少なくない。このため、わが国の技術協力の拡大およびこれに対する認識、評価の高まりとともに、開発途上国からわが国に機材供与を要望する声が次第につよまってきた。これに対し、わが国としては、当初は専門家が現地で技術指導を行なうために必要な機材器具として極めて少額の携行機材費が認められていたにすぎず、かかる要請に対しても、この携行機材費の枠内で若干のものが供与された程度に止まっていた。その後、海外技術協力センター方式の採用に伴い、センターの設置、運営に必要な設備、機材の提供を行なうことになったが、これも協定にもとづく特定のセンターという枠に限られたもので、広く一般の要望に応えうるものではなかった。

かかる経緯から、昭和39年度に始めて単独機材供与のための事業費として5000万円の子算が計上された。これはすでに触れたように、開発途上国が経済的、社会的開発に必要な機材を入手できず、または不足しているため、研究、普及、教育、訓練等が十分に実施し得ず、これが技術進歩の隘路となっている場合に、必要な機材を供与することにより、その開発の効果的な推進に寄与しようとするものである。この種の方式の援助は先進援助諸国の間ではすでに前々から盛んに行なわれていたが、わが国ではこの種の要請

に適確にマッチした援助制度がこれまでなかったところから、効果的に実施するため技術協力を積極的に拡大する情勢のもとに、本制度を確立することとなったものである。

従って本事業は一般の無償援助とは異り、あくまで技術協力事業の一端を担うものであり、技術協力という枠の中でその供与効果を高めるため、出来るだけ他の技術協力事業との有機的関連のもとに、派遣専門家、帰国研修員およびその後発足した協力隊と結びつけた、いわゆる「人と物とのつながり」に重点をおいていくことを基本方針とし、実施された。

## 2. 実 績

機材供与事業は、当初は本来無償協力の範疇であるといった、或いは商品援助の一種であるといった見方もあり、また安易な供与は却って相手国の自助努力の妨げになるのではないかといった消極的な意見もあり、現実にも各国から供与された機材が有効に使われていないケースも少なくなかったところから、かかる協力が果してどれほどの効果を挙げうるかといった疑念を懐くむきもあって、昭和39年発足後3年間は、予算は当初の5000万円のまま据置かれた。しかし、外貨不足に悩む開発途上国にとっては、自力による機材獲得が困難であるため、機材供与に対する期待は極めて強く、その要請も毎年予算に対して10倍から30倍となり、いかに厳選しても応じうるものではなかった。

また、具体的実施に当たっては、派遣中の専門家および青年協力隊員の現地における指導業務を一層効果あらしめるもの、専門家の帰国後、指導をうけた相手国側カウンターパートの普及、教育、訓練等の業務を十分効果的に実施しうるもの、帰国研修員がわが国において習得した技術知識を有効に活用せしめうるもの等、他の技術協力との有機的組合せを重視して選定実施したことから、その効果も次第にあがり、このような認識と評価が定着してきたことから、昭和42年度には予算は一挙に倍額の1億円に増額され、その後は毎年増額されて、昭和46年度には2億7千万円と大幅の増加をみるに至った。供与した機材は「年度別機材供与実績表」のとおりであり、46年度末までの供与実績は638,127千円、供与国は42か国に及んでおり、その供与内容も極めて多種多様にお

たっている。なお、この供与実績を地域別にみると、他の協力実績と同様にアジア地域が16か国 439,342千円と圧倒的に多く、その他は中近東地域10か国 60,077千円、アメリカ地域7か国 74,529千円、中南米地域9か国 64,179千円となっている。

### 事業予算の推移

(単位 万円)

金額	年度 昭和39年度	40	41	42	43	44	45	46	47
予 算	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	12,000	18,000	27,000	34,341
実 施 額	4,576	3,165	3,372	5,799	9,600	8,418	16,172	12,811	

### 年度別機材供与実績表

昭和39年度

国 名	品 目	数 量
インドネシア	医療関係器具(バレンパン)	1 式
〃	〃 (マカツサル)	1 式
ビルマ	70%レントゲンカメラ他	1 式
〃	診療車	1 台
〃	同上塔被器具類	1 式
マレーシア(サラワク)	義肢義足製造機械	1 式
〃	電気関係器具	1 式
〃	種作映画フィルム	1 巻
マレーシア(サバ)	小型ラジオ	300 台
セイロン	農機具	1 式
タイ	脳外科病院用器材	1 式
パキスタン	テレビ受像機	100 台
〃	技術学校機織科機材	1 式
フィリピン	電子工学関係機材	1 式
ブラジル	熱帯医学研究用機材	1 式
ラオス	レントゲン装置、救急車他	1 式

第2部 第3章 機材供与事業

昭和40年度

国名	品目	数量	供与先
カンボディア	2か国用テレプリンター	4台	通信局
セイロン	冷凍運搬用自動車	1台	
インドネシア	野ねずみ駆除剤	5トン	農業省
ラオス	畜産試験所用機材	1式	家畜衛生試験場
マレーシア	耕耘機	8台	
シンガポール	密輸捜査用機材	1式	
モルディブ	かつを釣針	3万本	
タイ	密輸捜査用機材	1式	
〃	熱帯医学野外調査用機材, 検査車	1式	医学部熱帯医学部
エチオピア	移動無線装置	1式	皇室
ナイジェリア	電子顕微鏡	1式	イバダン大学医学部
ポリネシア	測量機材	7組	農林省農村開発
	動力噴霧機, 耕耘機	各1台	企画庁
パラグアイ	家畜人工受精用機材	1式	アスンシオン大学獣医学部

昭和41年度

国名	品目	数量	供与先
マレーシア	木工機械	1式	労働者技術訓練所
〃	ラジオ・テレビ技術訓練用機材	1式	〃
ビルマ	ラングーン大学化学地質学 研究用機材	1式	ラングーン大学
ラオス	肥料農業動力噴霧器	1式	農業省
〃	トラクター耕耘機等農機具	1式	〃
カンボディア	灌漑用ポンプ	1式	〃
トルコ	魚群探知器	1台	水産庁
タンザニア	竹加工用機材	1式	動力資源省農村工業訓練センター
ザンビア	顕微鏡	1式	農業省畜産局
イラン	内燃機関技術指導用機材	1式	経済省 小規模工業技術訓練センター
ラオス	産婦人科外科用手術器具	1式	サヴァナケット国立病院
マレーシア	体育用具	1式	青年文化スポーツ省
〃	漁網		農林省 Marine Fisheries School
タンザニア	ミンソン	100台	地域開発国民文化省
フィリピン	職業訓練用機材	1式	マニラ工業大学
〃	赤外線暗視装置	1式	マニラ空港関税
中国	〃	1式	経済合作委員会
スーダ	棒受網	1式	農業省 Fishery Department



昭和42年度

国名	品目	数量	供与先
ビルマ	同時通訳装置	1 式	ビルマ国政府情報省 (第18回コロンボ計画年次協議委員会用)
ブータン	耕耘機等農機具	1 式	ブータン国政府農業省
ネパール	耕耘機等農機具	1 式	ラバイ農業センター
東バキスタン	耕耘機、灌漑用ポンプ、噴霧機等農機具	1 式	東バキスタン政府農業省
シンガポール	テレビジョン受像機キット、オンロスコープ等テレビ技術訓練用機材	1 式	Singapore Vocational Institute
タイ	語学研修用機材	1 式	政府国家開発省経済技術協力局語学研修所
ケニア	蝦トロール網 船舶用ディーゼルエンジン	1 式 10 台	農業省水産局 水産試験所 中央畜産試験所 コチャパンバ州立果樹栽培試験所 国立工業高校

昭和43年度

国名	品目	数量	供与先
シンガポール	弱電関係機材	1 式	工科大学
カンボディア	コンクリート工事施工機材	1 式	農務省
タンザニア	竹加工用機材	1 式	家内工業訓練センター
ナイジェリア	測量機器	1 式	ヤバエ工科大学
アフガニスタン	農機具	1 式	農業灌漑省
カンボディア	水道保守用機材	1 式	水道局
ブラジル	電子吸光分光光度計	1 式	北伯農業試験場
セイロン	水揚ポンプ・農機具	1 式	農林省
ブータン	農業普及用機材	1 式	計画開発庁
セイロン	漁網・機械工具	1 式	漁業訓練センター
フィリピン	地震測定装置	1 式	火山委員会
イラン	電気メッキ用機材	1 式	工業職員養成大学
マレーシア	職業訓練用機材	1 式	青年文化スポーツ省訓練センター
ケニア	農機具	1 式	農務省
韓国	同時通訳装置	1 式	

第2部 第3章 機材供与事業

昭和44年度

国名	品目	数量	供与先
ビルマ	質量分析計, 分光光度計	1 式	国営シリアム精油研究所
カンボディア	2か国語テレプリンター	3 式	郵電省
ザンビア	視聴覚教育機材	1 式	ルブンバン鉱山技術学校
ネパール	和紙製造機	1 式	家内工業省
	竹加工機材	1 式	〃
サウジアラビア	鉱物鑑定機器	1 式	鉱物資源省
ウガンダ	竹加工機材	1 式	身体障害局職業訓練センター
フィリピン	铸造機材	1 式	フィリピン工芸大学
	木工用機材	1 式	イースタン・フィリピン大学
マレーシア	木工用機材	1 式	村落開発公団
モルデイス	カツオ釣針	5 万本	内閣府コロン計画局
アラブ連合	農機具	1 式	農業省蔬菜種子改良研究センター
ボリビア	測量機具	1 式	農地改革院
コスタリカ	水産研究用機具	1 式	農牧省
パキスタン	染色捺染用機材	1 式	中小企業公社
中国	テレビ中継車	1 台	中華民国放送協会

昭和45年度

国名	品目	数量	供与先
韓国	海水恒温水槽装置	1 式	水産振興院
ラオス	鑿業機材	1 式	経済省産業局手工業振興センター
レバノン	漁網等	1 式	農務省漁業局
スーダ	職業訓練用機材	1 式	カルツーム職業訓練所
ケニア	航空無線用機材	1 式	航空局
ネパール	和紙製造機材	1 式	家内工業省
ウイエトナム	教育テレビ用機材	1 式	教育省
ネパール	竹工用機材	1 式	家内工業省
ビルマ	生物顕微鏡	50 台	ラングーン大学獣医学部
ナイジェリア	農学機材	1 式	農業研究所
カンボディア	線路用機材	2 台	郵電総局
モロッコ	農業機材	1 式	農業省
ビルマ	赤外線分光光度計	1 式	石油公社
ブータン	ブータン語タイプライター	20 台	ブータン政府
イラン	プリンネル硬度計他	1 式	イラン国有鉄道
パキスタン	水道漏水対策用機材	1 式	Central Development Authority
フィリピン	同時通訳装置	1 式	フィリピン外務省
タイ	港湾水理観測機材	1 式	港湾局
エチオピア	さく井機材	1 式	水資源審議会
ケニア	車輛整備用機材	1 式	国家青年奉仕隊

昭和46年度

国名	品目	数量	供与先
アフガニスタン	農業機材	1 式	農業かんがい省
イラン	メッキ技術研究所用機材	1 式	工業教員養成所
イラク	金属材料測定機材	1 式	テヘラン工業学校
モルデイグ	かつお釣針	6 万本	政 府
フィリピン	メッキ技術研究機材	1 式	工業大学
タイ	胸部外科研究機材	1 式	ナコン・ラシヤマ病院
ケニア	探鉱調査用機材	1 式	ナイロビ大学
中華民国	地水水位調査機材	1 式	経 済 省
ビルマ	鉱物資源探査機材	1 式	鉱 業 省
ブータン	農業機材	1 式	開発金庫庁
ネパール	歯科治療研究機材	1 式	ビル総合病院
アラブ連合	高感度地震観測計	1 式	ヘルワン地震観測所
ブラジル	林産研究機材	1 式	ベルナンブコ大学
チリ	がん研究用機材	1 式	サンパウロ病院
チリ	〃	1 式	サンチャゴ サンボジヤ病院
ドミニカ	消化器疾病検診機材	1 式	ヴァガデア病院
メキシコ	園芸果樹研究機材	1 式	サンチャゴ大学
ウルグアイ	消化器研究機材	1 式	消化器がんセンター
セイロン	稲作研究機材	1 式	中央農学研究所
インドネシア	地質調査機材	1 式	地質調査所
ラオス	養蚕関係機材	1 式	養蚕センター
マレーシア	ラジオ・テレビ訓練機材	1 式	職業訓練所
シンガポール	TV放送訓練機材	1 式	文化省放送部
タイ	水道水源調査機材	1 式	公共事業局
タイ	窒素訓練用機材	1 式	工業省化学局
ボリビア	X線回折蛍光両用分析装置	1 式	地質調査所
チリ	漁業回転水槽	1 式	ノルテ大学水産学部
メキシコ	水産指導用機材	1 式	ラパス水産高校
ナイジェリア	土木工学研究機材	1 式	マバエ工科大学
ブラジル	植物病理研究機材	1 式	北伯農業試験場
インドネシア	鋳造用機材	1 式	メラウケ鋳造センター
フィリピン	電子機器	1 式	工芸大学
ボリビア	微震計	1 式	地震観候所
ブラジル	柑橘病研究機材	1 式	サンパウロ州農務局

## 第4章 海外技術協力センター事業

### 1. 沿 革

昭和32年に、わが国は技術協力の新しい方式として、海外技術訓練センター設置構想を打出したが、これに対して人的資源の不足に悩むアジア諸国から強い関心と期待が寄せられた。そして翌年には、始めてインドの西ベンガル原型生産訓練センター設置のための予算が通産省に計上された。しかし技術協力一元化のため、かかるセンター事業は翌34年度より、外務省の所管とすることに閣議で決まり、同年度に、タイ電気通信、パキスタン農業、セイロン漁業、イラン中小工業の4つの技術訓練センター予算が外務省に計上された。ここに海外技術訓練センター事業は、従来研修員受入と専門家派遣の2つの柱で行なわれてきた技術協力の新たな第3の柱として、本格的に進められることとなった。

この海外技術訓練センターは、開発途上諸国の経済、社会開発にとってもっとも不足している各種分野の人材開発や、遅れている科学技術の開発、生産性の向上などに寄与することを目的として、開発途上諸国に設置されるものである。その設置に当っては、わが国と相手国政府との協定にもとづいて、わが国よりセンターに必要な機械器具等は無償供与するとともに、技術指導専門家を派遣し、これに対し、相手国側はセンターの土地、建物および現地人職員の人件費その他施設の維持、運営に必要な経費を負担して、センターが設置運営されることとなっている。

この方式による協力の特色は、前述のごとくわが国の協力によるものとはいえ、相手国が自ら経費を負担して運営していくところにある。とくに海外研修の機会に恵まれた

い現地技術者を自ら大量にかつ継続して訓練養成できる利点がある。また開発途上国の技術の開発は、技術者養成も含めて、その国の社会、経済、教育、文化水準等の条件に十分適合してなされるのが望ましいが、その意味からも現地の実情に適した訓練や、技術導入、研究開発等が行なえる利点も大きい。

かかる趣旨のもとに開始された海外技術訓練センター事業は、昭和35年8月に始めて東パキスタン農業技術センターがダッカ近郊のテジガオンに開設されて以来、昭和47年3月末に至る間に33か所のセンターが設置された。このようなセンターの増設とともに、その対象地域もコロンボ・プラン地域から次第に拡大されて、中近東・アフリカ、中南米へと、開発途上の殆んど全地域に広がり、その業種も、農業、漁業、中小企業、電気通信から、医療、繊維、水産加工、経営、道路建設等極めて多岐に及んでいる。その内容も当初の技術的人材の訓練に対する協力を中心としたものから、先進科学技術の導入、改良、普及および適応に対する協力、さらには生産の改良と向上に対する協力、公共事業開発、地域開発に対する協力等、次第に範囲を広げるとともに、協力の規模も供与機材額が数千万円から億単位のものとなり、派遣要員の人数も数名から10名を越すものへと大型化する傾向がみられる。

一方かかるセンターは、相手国に可成りの経費負担を要することや、長期的見透しの必要なことから、その選択にはとくに慎重を要するところであるが、このような大型の規模、内容のセンターとして採り上げるに至らぬ小型のプロジェクトについては、従来個別専門家に機材供与を抱き合わせる方法がとられてきた。しかしこの方法とセンター方式との間には規模、内容の上で大きな断層があり、これが協力上の1つのネックとなっていた。このため両者の何れにも属しがたい中間的プロジェクトについて、或いは、大型のセンタープロジェクトとしての要請であっても、相手国の経費負担、将来の運営等の見透しから、直ちにセンタープロジェクトとして採り上げるには問題があるもの等について、対処協力する必要から、昭和44年度より小型プロジェクト協力事業が、海外技術協力センター事業の一部として認められることとなった。

以上のセンターはわが国と特定国の所謂バイラテラル・ベースにもとづくものであるが、これに対して、多数国参加による共同のセンター事業も開発された。これは、参加各国が協力して、共通の目的と利益を追求し、自国の、また国際地域の開発を行なう共

同体は、わが国が参画協力するものである。

本方式によるセンター事業としては、昭和41年4月、東京で開催された第1回東南アジア開発閣僚会議で提案され、昭和43年3月にセンター創立理事会によって正式発足した東南アジア漁業開発センターがあり、わが国を含めて6か国が加盟している。

## 2. 実 績

昭和43年度にタイ電気通信技術訓練センターを始めとする4つのセンター事業が外務省に計上されてより、46年度末までに設置されたセンターはそれぞれの協定発効の時点で、年度別に見ると、事業団設置前に9センター、設置後37年度6センター、38年度2センター、39年度6センター、41年度2センター、42年度2センター、43年度1センター、44年度3センター、46年度2センターと計24センター、総計33センターで、年平均2.5センターの設置実績をあげた。センターの予算規模も、37年度の448,675千円から46年度の814,748千円と約倍増された。また、センター事業目的別におおよその区分をみると、技術的人材の訓練を目的としたセンター15、先進科学技術の導入、改良、普及、研究を目的としたセンター15、生産技術の改良および生産の向上のためのセンター1、公共事業開発を目的としたセンター2と多極化を見せている。これらのセンターに対し、合計329名の要員を派遣し、約32億円の所要機材を購送した。

昭和46年度末現在、設置した33センターは次のとおりで、この中で相手国に引渡したセンター14、協定満了後にコロソボ計画等で協力中のセンター9、協定により協力中のものは10センターとなっている。

1. 東パキスタン農業技術訓練センター
2. パキスタン電気通信研究センター
3. タイ電気通信技術訓練センター
4. タイ道路建設技術訓練センター（ソククラ）
5. タイ道路建設技術訓練センター（スラタニ）
6. タイ ヴィールス研究センター
7. セイロン漁業訓練センター

8. イラン小規模工業技術訓練センター
9. イラン電気通信研究センター
10. アフガニスタン小規模工業技術訓練センター
11. インド水産加工技術訓練センター
12. インド農業技術センター
  - (1) (ナディア)
  - (2) (サンバルプール)
  - (3) (シャハバード)
  - (4) (スラート)
  - (5) (ババトラ)
  - (6) (マンディア)
  - (7) (チンエガマナード)
  - (8) (コポリ)
13. ブラジル繊維工業技術訓練センター
14. ガーナ繊維工業技術訓練センター
15. ケニア小規模工業技術訓練センター
16. カンボディア農業技術センター
17. カンボディア畜産技術センター
18. カンボディア医療センター
19. フィリピン小規模工業技術訓練センター
20. シンガポール原型生産訓練センター
21. メキシコ電気通信技術訓練センター
22. ウガンダ職業訓練センター
23. 韓国工業技術訓練センター
24. インドネシア漁業協力計画
25. 中華民国職業訓練センター
  - (1) 北区センター
  - (2) 南区センター

## 第2部 第4章 海外技術協力センター事業

以上のセンターの他に、センター設置要請にもとづき検討の結果、設置協力の方向で調査等取進め中のところ、相手国の事情により設置見合わせ止むなきに至ったセンター計画が若干ある。これらには、ビルマ農業技術、ナイジェリア電子工業、マレーシア職業訓練、東パキスタン漁業の4センターがある。

他方小型プロジェクトとして実施した事業は下記のとおりである。

### 昭和44年度

- (1) イラン小規模工業技術訓練センターの農業機械科増置に伴い、20,000千円の機材供与と、専門家1名を派遣した。
- (2) タイ電気通信技術訓練センターに対し、本センターの協定満了、大学への昇格等に鑑み、拡充のため30,000千円の機材を供与した。

### 昭和45年度

- (1) エルサルヴァドル国立工業技術学校に対しては、昭和35年以来、専門家の派遣および約700万円の機材を供与して協力中であるが、同国の技術教育振興政策、および中米5か国の国際地域センターとしての条件整備の一環として、拡充のため30,000千円の機材を供与した。

### 昭和46年度

- (1) タイ道路建設技術訓練センター（ソククラ）のタイ側への完全引継ぎのため、3,741千円の機材を供与した。
- (2) パキスタン電気通信研究センターに関し、協定にもとづき供与した機材の老朽化に伴い、12,620千円の機材を供与した。
- (3) 韓国工業技術訓練センターについては、本センターの協定は満了したが、新設の自動車整備および電子機器の2科に対し、34,600千円のうち、第1次分として27,236千円の機材を供与した。

以上のほか多国間協定によるセンターとして、東南アジア漁業開発センター設置に協力したが、その概要は以下のとおりである。

### 東南アジア漁業開発センター



## ◎ 背 景

昭和41年4月、東京で開催された第1回東南アジア開発関係会議において、本センターの構想が提案され、昭和43年3月バンコックにおける創立理事会によって正式に発足した。

## ◎ 構 成

本センターはタイ、シンガポール、フィリピン、ヴィエトナム、マレーシアおよび日本の6か国加盟の多国間協定により設置運営される。

## ◎ 事業内容

漁業訓練および漁業調査を行なう。

訓練部局は、タイのバクナムに設置し、理論および漁具、機関、航海機械の操作を中心とした実技の習得に重点を置いた漁業技術者の訓練を行なう。調査部局はシンガポールのチロンギーに設置し、試験操業を通じての新漁場の開発に重点を置き、漁業資源および海洋の調査等を行なう。

## ◎ わが国の拠出

昭和42、43の両年度に各々264,873千円、計529,746千円の円貨を拠出した。内訳は訓練船および調査船各1隻、漁具漁法の研究機材、訓練機材、調査機材等に当てられた。

## ◎ 船舶、機材の調達

昭和43年7月5日、当事業団は本センターと上記物件の調達に関する契約を締結し、これにもとづき、調達業務を実施した。

船舶については昭和44年5月竣工、機材についても同年1月より船積みを行なった。

## ◎ 要員の派遣

訓練部局に対し、昭和43年6月より、調査部局については昭和44年3月より各々要員を派遣し、昭和47年3月31日現在、訓練部局に12名、調査部局に9名の要員を派遣中である。

## 双務協定によるセンターの概要

### (1) 東パキスタン農業技術訓練センター

## ◎ 背 景

## 第2部 第4章 海外技術協力センター事業

東パキスタンは、わが国の2.5倍の耕地面積を有しているが、年間150乃至170万トンの食糧の輸入を余儀なくされている。これは、農業技術水準の低さ、土地制度、過酷な自然条件等に起因しているが、農業技術の改良、普及を図って生産性の向上を実行することが極めて重要なことから、わが国に協力方要請越した。

### ◎ 事業内容

本センターはダッカ近郊テジガオン地区に設置され、各地区の農業普及官に実地訓練による再教育を行ない、これら普及官を通じて現地農民に、主として水稲栽培を中心とする日本式農業技術を普及すると同時に、同国において実施可能な農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。訓練内容は、水稲栽培を中心に、土壤肥料、作物栽培、農機具、病虫害の各部門にわかれ、1年を2期、1期40名の訓練を行ない、昭和35年9月開所以来40年7月の協定による協力終了まで、約5年間に318名の訓練を終了した。なお、協定の満了に伴い、本センターは農業機械化のための技術者養成を目的として、昭和40年農業機械化センターに改組し、これに対し、コロombo計画により協力することとなった。協力は昭和45年8月まで継続し530名の訓練を完了したが、以後の協力については、農業協力を総合的に見極わめた上で検討することとなった。

## (2) パキスタン電気通信研究センター

### ◎ 背景

パキスタン政府は、電気通信の近代化を図るべく、第2次5か年計画(1960~1965)の一環として総合的電気通信センターの設置を計画し、わが国の協力を要請越した。

### ◎ 事業内容

パ国の今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進する上に必要な研究を行なうものである。このため充分な機能を持った研究センターとして、パ国の技術の中心的立場において最も適した通信方式を開発すると共に、通信施設の品質を改良して通信サービスを最も経済的に向上させるための実用化研究を行ない、とくに高度の技術を必要とするものについては、外国より技術を導入する場合の先導的役割を果すものである。協力部門は、電話交換、通信、無線、搬送、試作である。昭和39年7月開所後、5年間にわたり協定による協力を継続したが、その間昭和40年には試作部門の所期の指導目標を達成

したので、これをバ側に引渡した。44年6月末に協定を満了したが、その後も引続いてマイクロウェーブ等4部門に対しコロポ計画により協力することとなった。バ政府は本センターを移転し更に拡充する計画を有するところ、昭和46年これに関連して調査を行なった。

### (3) モンクット王工科大学 (旧称 タイ電気通信技術訓練センター)

#### ◎ 背 景

タイ政府は、米国の資金援助により、同国全土にわたる電気通信網拡充計画を推進していたが、この計画の一環としてこれが建設保守に従事する技術者養成に当り、わが国の協力を要請越したものである。

#### ◎ 事業内容

バンコック北郊12kmのノンブリに設置され、電気通信施設の設置、操作および保守の各分野において下級技術者および技師に実際的および理論的訓練を行なうこととし、電話交換、電信、無線、搬送、線路、マイクロウェーブの6部門を設けた。

昭和36年2月開所。当初新規技術者養成コースを1年課程、既成技術者再訓練コースを3か月課程により実施、昭和38年にはラジオ、テレビ部門を新設、各々3年および4か月コースに改定した。更に昭和43年には、電気通信技術者の需要と、本センターの成果に鑑み、5年制に改め「ノンブリ電気通信大学」に昇格した。これまでに、長期課程181名、短期課程361名計542名の訓練を完了した。昭和45年7月に至り、「モンクット王工科大学」となり、46年3月議会承認により、同大学は正式に学士号を授与する5年制総合工科大学に昇格した。

### (4) タイ道路建設技術訓練センター (ソククラ)

#### ◎ 背 景

タイ国における支線道路の開発は極めて遅れており、これが同国の経済開発の障害となっている。このため同政府は、各地に道路建設のパイロットプールを設置して道路建設を促進することになり、東北部については既にオーストラリアおよびニュージーランドの援助により実施開発したが、南部タイ開発の一環としてパイロットプールを設置す

べく、わが国の協力を要請越した。

◎ 事業内容

バンコックの南方約700kmのソングラ市にセンターを設置し、サムロン～ナクワイ間約52kmの道路を建設することにより、交通を便ならしめると共に、この道路建設を通じて道路の設計、施行、維持並びに建設機械の運転、修理および整備に関して、タイ側技術者を訓練養成するものである。

昭和40年4月開所。昭和43年11月協定終了までに計画路線を完工し、その間163名の道路建設技術者を養成した。これにより協定による協力業務は完了したが、引続き支線道路建設指導のため、コロンボ計画により協力し、昭和46年目標を達成し、タイ側への引継ぎを完了した。

(5) タイ道路建設技術訓練センター（スラタニ）

◎ 背景

わが国の協力によるソングラの道路建設技術訓練センターの実績に鑑み、南タイ開発計画の一環として、スラタニから東海岸をナコンシタマラートに至る路線に沿って、スラタニ～シジョン間約80kmの道路建設並びに技術者の訓練について、わが国の協力を要請越した。

◎ 事業内容

スラタニ市にセンターを設置し、スラタニ～シジョン間約80kmの道路を建設、主要路線と直結することにより、経済交流を活発化せしめると共に、この道路建設を通じて道路の設計、施工、維持並びに建設機械の運転、修理および整備に関して、タイ側技術者を訓練養成するものである。

総額6億円に及ぶ機材を供与し、要員を派遣して、協定期間内に所定の訓練および建設を完了することとなっており、46年度には約3億5千万円の機材を供与するとともに9名の要員を派遣し、昭和47年2月に開所の予定である。

(6) タイ ヴィールス研究センター

◎ 背景

タイ国のウイルス性疾患による死亡率は極めて高く、これが対処として医療施設の普及、環境衛生の改善が急務とし、ウイルス性疾患の撲滅のため、わが国の技術協力を強く要請越した。

#### ◎ 事業内容

本センターはバンコック市内に設置され、ウイルス性疾患に関する実態調査、臨床的検討および防疫対策の研究、タイ側研究職員の養成並びに関係機関に対する指導に当るものである。

研究内容としては、疫学調査、ウイルス性疾患の診断、調査、診断用ウイルス抗原の製造、ウイルス株の保存、ウイルス性ワクチンの製造、検討、衛生行政に関係あるウイルスの研究を行ない、訓練内容としては、ウイルス研究の基礎的技術としてウイルスの保存、取扱法、動物実験法、培養法、血清反応およびウイルス性ワクチンの製造並びに検定法等について訓練を行なっている。

昭和36年11月協定調印、37年9月に日本側要員が派遣され業務を開始したが、正式開所式は38年2月に行なわれた。そして41年度より医療協力事業開始に伴い、同事業にこれを移管し、現在に至っている。

### (7) セイロン漁業訓練センター

#### ◎ 背景

セイロンは四面を海に囲まれた島国でありながら、漁業開発が遅れており、消費水産物の60~70%を輸入に依存している実情から、重点施策の一つとして、漁業振興に極めて積極的な意欲を示し、わが国の協力を要請越した。

#### ◎ 事業内容

本センターをコロンボ北方約30kmのネゴンボに設置し、漁民および漁民の指導者を対象として、漁撈科と機関科の2部門において訓練を行なう。漁撈科は新漁具、漁法および機械化船の取扱、操縦法の訓練を6か月1期のコースで実施し、機関科では漁船用機関の取扱および軽易な故障の修理技術の訓練を行なうものである。

昭和37年10月開所し、40年9月の協定終了まで協力したが、セイロン側の引継体制不備のため、協定終了後も引続きコロンボ計画により協力した。そして昭和42年にはセ側

の自立運営が可能となったので、これが引継ぎを行なった。この間漁撈、機関両科を併わせ、182名の訓練を完了した。

#### (8) イラン小規模工業技術訓練センター

##### ◎ 背 景

わが国は、イラン政府と昭和33年12月、経済および技術協力協定を締結した経緯もあり、同国には小規模工業センターを設置する方針を決め、イ政府と交渉したところ、昭和35年5月、熟練工の養成を目的とした機械およびプラスチック部門のセンター設置を要請越した。

##### ◎ 事業内容

本センターはテヘラン郊外のガラジに設置され、機械およびプラスチック部門における工員および技術者の实际的理論的訓練を実施すると共に、イ国の実施可能な工業技術の改良のための研究、実験を行なうものである。

機械部門は、機械仕上げ、組立、钣金、熔接、鋳造、鍛造および木型とし、プラスチック部門は、成形、押出に分かれている。

訓練生は、小学校卒またはこれと同等以上の学力を有する者を対象とし、訓練期間は1期1年としている。

本センターは昭和37年10月に開所されたが、これに先立ち、カウンターパート7名を本邦に受入れ研修を実施するなど、準備に万全を期した。また昭和39年経済省から労働省への移管に伴い、徒弟的訓練から経験工の再訓練に切換えた。昭和40年協定が満了したが、イラン側の引継ぎ体制が不備のため、中近東・アフリカ技術協力計画により専門家を派遣して協力を続けている。

なお昭和44年農業機械科を増設し、新たに専門家を派遣して協力した。

#### (9) イラン電気通信研究センター

##### ◎ 背 景

イラン政府は、1968年3月に第4次経済開発5か年計画を実施に移したが、同計画の一環として、電気通信の近代化、長期基本開発計画を策定すべく、各プロジェクトを実

施しつつある。新規格プロジェクトの推進に伴い、イ政府は電気通信技術の研究開発の重要性に鑑み、わが国に協力を要請越した。

#### ◎ 事業内容

本センターはテヘラン市に設置され、電気通信に関する理論的および実際的研究を行なうと共に、その研究方法について、イ側職員に対する訓練を行ない、電気通信の方式および設備の開発を促進し、加えてイ国の電気通信に関する業務運用上の基準を作成するものである。

研究部門として、マイクロウェーブ、無線、搬送、線路、電信、電話、放送および電波監理の7部門を置いている。

本センターの協定は昭和46年3月に調印されたが、これに先立ち、カウンターパート7名を45年12月より本邦に受入れる等、設置に万全を期しており、47年度に開所の予定である。

### (10) アフガニスタン小規模工業技術訓練センター

#### ◎ 背景

昭和35年3月にア政府の要請により、中小企業振興に関する調査団を派遣し、現地調査の結果、自転車組立、硝子、プラスチック等9業種の開発を勧告したが、ア政府は工業振興の必要性から工業技術の実施訓練を主とする工業技術センターの設置について、わが国の協力を要請越した。

#### ◎ 事業内容

本センターはカブール市外12kmのポリチャヒに設置し、自転車組立、ガラス製造およびプラスチックの3部門において、将来ア国の工業の基盤となる技術者を養成するために、基礎学科および実際的訓練を施し、併せてア国の工業技術の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。訓練期間は各科共1年で、自転車20名、ガラス10名、プラスチック10名を定員としている。

本センターは昭和38年8月開所された。その養成する技術者は、ア政府がその中小企業振興計画にもとづき、設置を予定していた各工場の中堅技術者として吸収する予定であったが、上記計画が進捗せず、又同国にはこの種企業が存在しないため、雇用の機会

がない処から、逐次技術訓練に並行して生産活動を行なうこととなり、当初入所した訓練員50名の殆んどが、そのまま、各種製品の製造に従事することになった。昭和40年協定満了に伴い、一応A側に引継がせたが、技術水準も低く独力で運営する力が不十分のため、要員を帰国せしめ、コロボ計画により専門家4名を派遣し、42年全面的にA側に引継ぎを完了した。

#### (11) インド水産加工技術訓練センター

##### ◎ 背景

インド政府は、国家開発計画の中で、水産業の振興を重点施策の一つとして取上げ、これが実践のため、昭和35年3月漁業ミッションをわが国に派遣し、イ国内漁業活動の発展、普及および食生活の改善等の見地から、水産加工等の技術援助を要請した。

##### ◎ 事業内容

本センターは、マイソール州マンガロール市に設置され、イ国内における水産加工の幹部技術者養成を目的として、缶詰、冷凍食品、魚肉ソーセージ等食料製造加工理論、冷凍冷蔵機械理論および製造並びに機械実習を行ない、訓練期間は全科目必修1期1年、訓練員は大学卒又は同等の学力を有する者を対象としている。

本センターは昭和38年7月に開所されたが、これに先立ち、カウンターパート4名を本邦に受入れ準備に万全を期した。機械関係部門は当初協定満了の40年3月をもって引渡したが、その他の部門については42年3月の延長協定満了後も、コロボ計画により専門家4名を派遣して協力を継続、44年マイソール州立農業総合大学水産学部に移格すると同時に、イ側が完全に自主運営することとなった。

#### (12) インド農業技術センター

##### ◎ 背景

昭和34年フォード財団は、インド政府に協力して農業増産に関する調査を行ない、集約農業地域計画をたてることを勧告すると共に、小型農機具の分野において日本の協力を得るよう助言した。これに対しインド政府は独自の農業開発計画を策定し、日本式稲作のモデル農場の設置について、わが国の協力を要請越した。



## ◎ 事業内容

### 第1次農場

本センターは昭和37年4月に協定が調印され、西ベンガル州ナディア地区、オリッサ州サンバルプール地区、ビハール州シャハバード地区およびグジャラート州スラート地区の4か所に農場を設置した。各農場では農機具利用による水稻の模範栽培を演示することにより、農民の技術水準の向上を図ると共に、調査および農民への巡回指導を行なった。本センターは40年4月に2年間の協定延長が行なわれたが、これとともに各農場で農民訓練も行なうこととなり、42年4月協定満了によりインド側に引継ぎ完了まで、各農場あわせて1,300名以上の訓練を行なった。

### 第2次農場

第1次4農場の好評にともない、インド側の要望に応じて農場の増設を行なうこととなり、昭和39年12月に協定調印、アンドラ・プラデッシュ州ババトラ地区、マイソール州マンディア地区、ケララ州エルナクラム地区およびマハラシュトラ州コラバ地区の4か所に第2次農場を設置した。

第2次農場の協定は42年12月に満了し、この協定満了をもって第1次農場と同様本センターの日本式稲作技術の演示という当初目的が完遂されたことを確認し、のちイ側が自主的に運営することとなった。これに伴い要員を帰国せしめた。

なお第1次農場のうち、スラート、およびシャハバートの農場と、第2次農場のうちコラバおよびマンディアの2農場については、インド側の要望により農業普及センターに改組し、引続き農業協力事業として協力することとなった。

## (13) ブラジル繊維工業技術訓練センター

### ◎ 背景

綿業が基幹産業である東北ブラジルは、優良な原綿の生産地であり、労働条件、消費市場条件でも有利な面を備えているが、生産性の低調に悩まされている。このため東北ブラジル開発庁(SUDENE)は、東北ブラジルの繊維工業再整備計画を策定し、綿業の復興策として融資による機械設備の一新、技術者養成、管理の近代化等に着手したが、技術者養成の分野におけるわが国の協力を要請越した。

◎ 事業内容

レシフェ市にセンターを設置し、SUDENE 所管の職業訓練機関である SENAI の訓練施設の一つとして、綿紡績の職長級の再訓練を行ない、紡績工場の保全、操業の技術並びに品質管理技術に関する教育訓練を実施し、工場中堅技術者を養成することとなった。このための訓練として、混打綿、梳綿、練篠、粗紡、精紡、撚糸、織布準備、織布、コーマ、試験および品質管理の各コースを6か月1期とし、1期40名で実施するものである。

昭和40年7月開所、訓練が開始され、以来再延長による協定の終了した45年7月まで6年間に440名の技術者を養成した。その間43年には協定延長に際し、新たに染色部門を設け、協力することとなった。協定満了後は中南米技術協力計画により協力を継続し、当初協定にもとづく部門については46年12月をもって引継ぎを完了したが、新設の染色部門は引継ぎ専門家1名の追加派遣および所要機材の供与をし、昭和48年引継ぎを完了する予定である。

(14) ガーナ繊維工業技術訓練センター

◎ 背景

ガーナ政府は昭和34年10月、貿易、経済協力協定の草案を提示すると共に技術訓練センターの設置についてわが国の協力を要請越した。ガット35条の対日援用の撤回に伴い、昭和37年9月経済技術協力協定に関する交渉が両政府間で妥結した。これにもとづきガ政府は中小企業関係、とくに繊維工業の技術訓練センターの設置に対して協力を要請してきた。

◎ 事業内容

アクラ東方約30kmのテマ市に繊維訓練センターを設置し、ガ国内における繊維技術の普及、開発に併せて繊維需要の増大を図るため、綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術訓練を行なうこととなった。訓練方式としては、初級技術者養成の普通科および中堅技術者を養成する高等科の2科とし、各々1年を1期として織物の物理および化学実験、綿織物およびタオルの生産、染色、縫製加工等の理論的教育および実際の技術訓練を行なうものである。

本センターは38年5月に協定が調印されたが、ガーナ側の準備体制が整わず、開所は4年近く遅れて42年2月に行なわれた。このため協定を再度延長して47年5月まで協力を続け、協定満了の時点でガ側に引渡す計画である。

#### (15) ケニア小規模工業技術訓練センター

##### ◎ 背景

ケニア政府は、経済開発と民生の安定のための諸施策を実行しているが、教育に重点を置いたアフリカ人の人材養成を図ると共に、工業奨励、国内産業保護助成政策を進め、とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を入れており、この分野におけるわが国の技術協力を要請越した。

##### ◎ 事業内容

本センターをナクル市に設置し、将来小規模工業経営者となる者に対し、経営に必要な知識、技術についての訓練を実施し、更に訓練に必要な調査および訓練終了者を含む小規模工業経営者に対する経営相談を行なうものである。訓練コースとしては、金属加工、電気機器組立修理、ミシン縫製、木工、機械組立修理、皮革加工の6部門で構成され、昭和40年7月に開所した。

43年7月には当初の協定期間が終了したが、引継ぎ体制が整わないため協定を延長するとともに、自動車整備、鋳造の2部門を増設した。45年には縫製、皮革の2部門の引継ぎを完了したが、他の部門については、協定を47年7月まで延長して、協力を継続している。なお訓練生は過去6期にわたり313名の卒業生を送り出している。

#### (16) カンボディア農業技術センター

##### ◎ 背景

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄により、わが国は総額15億円の経済および技術援助を行なうこととなった。

##### ◎ 事業内容

カ国の農業技術の研究および普及を行ない、もって農産物の増産に寄与することを目的とし、主たる事業として稲作および畑作物の生産技術に関する研究、調査、農機具の

利用に関する研究および調査、技術者の養成、農民の訓練等を実施することとなった。

協定は昭和34年3月に調印され、35年より要員が派遣されたが、カ側の施設施行の遅延により、昭和37年要員の一時引揚げを余儀なくされた。しかし39年再派遣が可能となり、40年7月には開所され、44年協定が満了したが、その後もコロンボ計画により継続協力中のところ、45年カ国の政変に伴う国内情勢の悪化により専門家を引揚げ、一時中断の止むなきに至った。

#### (17) カンボディア畜産技術センター

##### ◎ 背 景

農業技術センターに同じ

##### ◎ 事業内容

家畜技術の改善とその普及をはかり、もって家畜の改良増産と畜産物の増産に寄与することを目的とし、主たる事業として、種畜の生産および配布、種畜の飼養管理の改善のための研究調査、飼料の改善に関する研究調査、家畜家禽の保健衛生に関する調査、対策指導、一般農民の畜産に関する知識の向上のための活動等を行なうこととなった。しかしその後については農業技術センターと同様の経過を辿り、45年の政変により専門家は引揚げ、一時中断している。

#### (18) カンボディア医療センター

##### ◎ 背 景

農業技術センターに同じ

##### ◎ 事業内容

医療技術の改善とその普及を図り、もって医療技術の向上に寄与することを目的とし、医療活動を行なうこととなった。

本センターはセンターサイト、規模等について決定が遅れ、要員は昭和39年に至って漸く派遣された。その後は農、畜両センターと同様の経過により、45年の政変で協力は中断されている。

## (19) フィリピン小規模工業技術訓練センター

### ◎ 背 景

フィリピン政府は、生産技術、機構等の後進性、技術者の不足等の理由により、従来十分に利用されていなかった豊富な天然資源を活用して中小企業を急速に振興させるため、昭和37年政府機構を改組して、家内工業開発庁（NACIDA）を商工省所管の下に創設した。NACIDAは、新技術および施設を外国より導入して、小規模工業技術訓練センターを設立し、各種職業技術を指導訓練して技術者並びに小規模工業経営者の育成を図る方針を決め、この種センターの設置についてわが国の協力を要請越した。

### ◎ 事業内容

マニラ東方約20kmのマリキナ市に本センターを設置し、小規模工業経営者および技術者の人材養成のため、鋳造および小型機械部品製造、窯業、繊維加工および製織、竹細工および藤細工、木工の5職種に加え、調査および経営相談の6部門とし、技術者訓練コース、経営者訓練コース、NACIDAの指導員訓練コースの3コースにより訓練を実施することとなり、昭和44年10月開所された。

本センターは比側の準備遅延により開所後約1年で協定が終了したが、47年9月まで協定を延長、機材の補充および拡充、カウンターパートの本邦受入れ等引継ぎ体制強化により、昭和47年度中に引継ぎ完了の予定である。

## (20) シンガポール原型生産訓練センター

### ◎ 背 景

シンガポールは天然資源に恵まれず、かつ従来の中継貿易港としての重要性も低下しており、工業化による経済の再編成が重要な問題になっている。このためシ政府は工業化推進を積極的に図り、昭和37年に経済開発庁を設け、企業の開発、就中技術の開発に力を注ぎ、原型生産訓練センターの設置についてわが国の協力を要請越した。

### ◎ 事業内容

シンガポール市内に本センターを設置し、機械加工、工具金型製作、熱処理、設計製図、研磨、メッキ、溶接、鍛造の8部門において、技師、技術者、熟練工、半熟練工を対象に、生産の過程で機械、工具、金型類の開発、試作の設計から製作に至るまで一貫

して訓練を行なうこととなり、昭和43年1月に開所された。

当初の協定は45年10月で満了したが、この時点で協力部門の整理を行ない、品質管理、経営の2部をソ側に引渡し、新に造船コンサルタント部門を増設して、47年10月まで協定を延長した。協定期間満了をもって引継ぎ完了の予定である。

## (21) メキシコ電気通信技術訓練センター

### ◎ 背 景

メキシコ政府は、昭和43年度オリンピック開催決定を契機に国土開発6か年計画を策定し、その一環として電気通信関係全般の設備の近代化を強力に推進している。

諸地域の拡充に対応する技術者の不足が深刻化したため、電気通信運輸省(SCT)の所管する電気通信学園の拡充強化を計画し、その実施に当り、わが国の協力を要請越した。昭和39年11月より、中南米技術協力計画により3名の専門家を派遣したが、40年に至り、訓練コースの増設、教官の派遣並びに機材供与を要請越した。

### ◎ 事業内容

本センターはエンジニアの養成をはかり、メキシコの電気通信技術の発展に寄与すべく、訓練コースとしては、マイクロウェーブ、電信自動交換、無線通信、搬送、電話網設計の5コースを開設することとなり、42年12月に開所された。

昭和46年7月協定満了時をもって引継ぎ完了の予定であったが、これをさらに2年間延長するとともに、データ通信を増設、昭和47年度に所要機材を購送する。

## (22) ウガンダ職業訓練センター

### ◎ 背 景

ウガンダの経済開発の緊急要件として、アフリカ資本による中小企業を振興するための熟練労働者の養成の必要性から、昭和40年ウ国大統領が訪日の折、わが国の協力を要請した。

### ◎ 事業内容

原則として雇用労働者であって当該企業の事業長の推せんある者を対象とし、機械、機械仕上げ、熔接熔断、鋳金、電気仕上げ並びに電気配線、自動車整備の6部門におい

て、ウ国の技能検定1級を上回る新設スーパー GI を訓練目標として、各々実際上および理論上の訓練を行なうものである。

本センターは、海外センター協力方式として始めて建物の建築資材を供与するなどウ側の準備促進に協力したが、ウ側の施設工事が著しく遅延し、促進ミッションの派遣、緊急機材の購送、カウンターパートの本邦受入れ等、日ウ双方の協力により、昭和46年10月ようやく開所の運びとなった。

訓練開始後協定満了まで1年未満となったため、これを2年間延長して協力を続けることとなった。

### (23) 韓国工業技術訓練センター

#### ◎ 背 景

韓国政府は、経済開発の第2次5か年計画の一環として、中堅技能者の養成に力を注いでおり、本計画遂行に当って、センター設置構想を打出し、わが国の協力を要請越した。

#### ◎ 事業内容

本センターを大邱市の嶺南大学内に慶北高等実業学校として設置し、高等学校卒業者またはそれ以上の実力ある者を対象として、最も需要度の高い钣金、溶接、鍛造を含む機械加工、化学および鋳造の3部門において各々2年コースの訓練を行なうこととなり、昭和43年10月に開所された。45年度には自動車整備、電子工学の2科を増設、所要機材を供与した。また46年度には各種学校から工業技術専門学校へ昇格した。カウンターパートの受入れ等による引継計画を実施し、46年これを完了した。増設の自動車整備、電子工学の科についてはコロボ計画により専門家を派遣し協力を継続している。

### (24) インドネシア漁業協力計画

#### ◎ 背 景

インドネシア政府は、経済開発計画の一環として、食糧問題の解決に諸施策を実行中であるが、水産の分野で漁業の近代化についてわが国の協力を要請越した。

#### ◎ 事業内容

## 第2部 第4章 海外技術協力センター事業

水産技術、海洋資源、漁船建設等の研究所、およびアンボン他の水産高校等の既設の施設において、水産物保蔵加工、製造、漁撈等の分野の近代化を図るため調査、研究、教育訓練を行なうもので、昭和45年4名の専門家が派遣されたが、役務提供期間満了に伴い、昭和47年1月～3月に引継ぎを完了し帰国した。

### (25) 中華民国職業訓練センター（北区および南区センター）

#### ◎ 背 景

中華民国政府は、第5期経済開発4か年計画を推進中のところ、急速な工業開発のテンポに伴い、技能労働力の養成および確保が緊急課題となった。既存の教育、技術訓練施設の人材養成および供給能力は、年々数万人に昇る人材需要に対応不能のため、同国経済省は国営事業委員会のもとに、工業化にとって必要な技能工および徒弟工の訓練養成、官民両部門に近代的技能訓練方式の確立、高度かつ体系的な職業技能訓練方式の確立を主要目標として人材開発4か年計画を策定し、本計画推進に当って台湾の北部および南部に技能訓練センターを設置することとして、わが国の協力を要請越した。

#### ◎ 事業内容

基隆に北区センター、高雄に南区センターを設置し、鉄、製缶工コース、溶接工コース、機械工コース、電気機器コース、機械製図工コース等についての訓練を行なう一方、全国的な技能訓練方式および訓練標準の設定に協力するもので、昭和44年12月に協定調印、45年10月に開所された。

両センター各部門についてカウンターパートの受入れを行なって引継ぎ体制の強化を図ったほか、昭和47年度には拡充機材を追加購送するなど、早期に中国側の自主運営が可能となるよう努力している。



No.	センター名	業務内容	協定期間	要員数		既購送機材費		開所年月	備考
				年度	人数	年度	金額 千円		
1	東パキスタン農業技術訓練センター	当初備作、園芸について、理論及び実地訓練を、地区農業普及員に対して行なった。引続いて農業機械に対する技術者の養成政府職員および農家の子弟の訓練。	35. 7. 30~	35	6	35	36,380	35. 9	引継完了
			40. 7. 29	37	1	37	4,360		
				40	帰国				
				42	4 (C P)				
				43	帰国				
	45	2 (C P)							
						計 40,740			
2	パキスタン電気通信研究センター (ハリプール)	(1)電話交換 (2)搬送 (3)電信電力 (4)マイクロウェーブ	38. 11. 16~	39	7	37	58,700	39. 7	C48 Pにて 協力中
			42. 11. 15	44	帰国	42	35,000		
			42. 11. 16~	44	4 (C P)	43	697		
			42. 11. 15	46	交替	46	12,670		
			42. 11. 16~						
	44. 6. 30					計 107,017			
3	モンクット王工科大学 (旧称 タイ電気通信技術訓練センター) (バンコック)	(1)チューブパイプ ー、(2)有線機器、(3) マイクロウェーブ、 (4)制御工学、(5)電子 計算機、(6)放送工 学、(7)放送工学	35. 8. 24~	35	7	34~38	104,738	36. 1	C Pにて 協力中
			38. 8. 28	38	2	42	2,826		
			38. 8. 24~	40	帰国	44	30,000		
			40. 8. 23	42	6 (C P)	44	2,500		
				43	4名交替	44	71,300		
	45	2名交替	46						
	46				計 211,362				
4	タイ道路建設技術訓練センター (ソングラ)	ラテライト舗装建設 技術指導 (土木機械)	39. 11. 16~	40	10	39	17,290	40. 4	引継完了
			43. 11. 15	43	帰国	40	184,440		
				44	5 (C P)	42	90,000		
				44	帰国	45	3,741		
				46					
					計 295,471				
5	タイ スラタニ道路建設技術訓練センター (スラタニ)	スラタニ〜ンション 間約80kmの道路建設 ならびに技術者養成 (土木、機械)	46. 5. 19~	46	9	46	351,399	(48. 2)	協力中
			50. 5. 18						
6	タイ ヴィールス研究センター (バンコック)	疫学調査、ウイルス 性疾患の診断、診断 用ウイルス抗原の製 造、ウイルス株の保 存、ウイルス性ソク チンの製造及び検定 に関する研究、ウイ ルス性疾患の調査、 検査技師の養成訓練 内容としてウイルス 保存、取縮法、動物 実験法、血清反応お	36. 11. 25~	37	3	37	43,030	38. 2	41 年度より医療協力事業へ移管
			41. 5. 24	41	交替	39	5,352		
						41	20,490		
						計 68,872			

第2部 第4章 海外技術協力センター事業

No.	センター名	業務内容	協定期間	要員数		既購送機材費		開所年月	備考
				年度	人数	年度	金額		
		よびウイルス性ワ チンの製造並びに検 定法を指導。							
7	セイロン漁業訓練 センター (ネゴンボ)	漁撈科 機関科	36. 3. 20～ 40. 9. 19	36	8	36	29,310	37. 10	引 継 ぎ 完 了
				40	婦国	38	2,600		
				42	3 (C P) 婦国	40	800		
						計	32,610		
8	イラン小規模工業 技術訓練センター (カラジ)	農業機械 機械 (仕上げ, 組立, 鋳金, 熔接, 鋳造, 鍛造, 木型プラスチ ック成型, 押出し)	35. 9. 12～ 40. 9. 11	36	8	34	52,000	37. 10	C43 P・ に11 で 協13 力ま 中で
				40	婦国	34	流用 5,911		
				41	4 (中近東 ・アフリカ 計画)	38	700		
						44	補 19,758		
						46	計 83,201		
9	イラン電気通信研 究センター (テヘラン)	イランの電気通信の 研究および職員の養 成 (1)マイクロワー ブ, (2)無線, (3)搬送, (4)電信, (5)電話, (6)線 路, (7)放送電波監理, (8)ワーケーション	46. 3. 29～ 50. 3. 28	46	9	46	120,000		協 力 中
10	アフガニスタン小 規模工業技術訓練 センター	自転車組立, ガラス 製品 プラスチック成形の 部門の技術指導訓 練。	36. 3. 15～ 40. 9. 14	37	8	37	66,290	38. 8	引 継 ぎ 完 了
				40	婦国				
				42	4 (C P) 婦国				
11	インド水産加工技 術訓練センター (マンガロール)	水産加工理論全般お よび缶詰, 冷凍, フ ィッシュソーセージの 製造, 機材設備の構 造, 取扱い組立て分 解等訓練。	37. 3. 31～ 42. 6. 30	37	7	37	49,990	38. 7	引 継 ぎ 完 了
				40	3 婦国	41	13,000		
				42	3 婦国				
				44	3 (C P) 婦国				
						計	62,990		
12	インド農業技術セ ンター (第1次) (1)西ベンガル州 ナディア農場 (2)オリッサ州 サンバルプー ル農場	水稻の模範栽培の演 示, 調査および巡回 指導および農民訓練 等。	37. 4. 23～ 42. 4. 22 39. 12. 27～ 42. 12. 26	37	16(第1次)	37	36,970	37. 8～11 (第1次) 40. 4～6 (第2次)	引 継 ぎ 完 了
				40	16(第2次)		46,900		
						40	12,500		
						計	96,370		

No.	センター名	業務内容	協定期間	要員数		既贈送機材費		開所年月	備考
				年度	人数	年度	金額		
	(3)ビハール州 シャハバード 農場 (4)グジャラート 州 スラート農場 (第2次) (5)アンドラ・プ ラデッシュ州 バマトラ農場 (6)マイソール州 マンディア農 場 (7)ケララ州 チェンガマナ ード農場 (8)マラハシュト ラ州 コポリ農場								
13	ブラジル繊維工業 技術訓練センター (レンフェ)	1. 繊維工場の職長の 訓練 2. 繊維工業技術改良 のための研究実験 (1)混打縮および梳 綿 (2)練篠および粗紡 (3)精紡および撚糸 (4)織布準備 (5)織布 (6)染色 (7)試験および品質 管理	37. 3. 28～ 43. 7. 23 43. 7. 24～ 45. 7. 23	39 43 45	6 1 1 (中南米 計画)	35 40 43 44 45	80,000 流用 2,545 拡充 80,000 補 290 補 5,000 計 167,835	40. 7	中南米計画で協力中 48・11・13まで
14	ガーナ繊維工業技 術訓練センター (テマ)	1. 綿織物およびタオ ルの生産(含む筒 易縫製)染色加工 等の技術訓練 2. 前記技術の開発普 及	38. 5. 23～ 42. 5. 22 42. 5. 23～ 45. 5. 22 45. 5. 23～ 47. 5. 22	40 43 45 "	8 6 交替 4 掃国 3 交替	38 41 43 44 45	51,863 1,539 406 1,372 5,500 計 60,680	42. 2	47完了予定 5・引継ぎ
15	ケニア小規模工業 技術訓練センター	小規模工業の技術者 訓練, マネージメン トおよびリサーチコ	39. 7. 30～ 43. 7. 29	39 43 45	12 交替 2	39 42 43	54,961 補 1,345 " 84	40. 7	協力中

第2部 第4章 海外技術協力センター事業

No.	センター名	業務内容	協定期間	要員数		既購送機材費		開所年月	備考
				年度	人数	年度	金額		
	(ナクール)	コース訓練 (1)金属加工, (2)電気機器組立修理, (3)ミシン, (4)木工, (5)皮革加工, (6)機械組立修理, (7)溶接, (8)自動車整備, (9)鍛造, (10)経営相談, (11)鋳造	43. 7. 30~ 45. 7. 29 45. 7. 30~ 47. 7. 29	39 43 45 〃	12 交替 交替 2新規	44 46 〃 〃	抵 20,000 補 1,000 〃 2,769 計 80,159		
16	カンボディア農業技術センター	稲の品質改良および栽培技術の改良。農業技術の普及、農民の訓練、栽培の機械化。	(経済技術協力協定) 34. 7. 6~ 41. 7. 5 41. 10. 1~ 44. 9. 30 44. 9. 30~ 46. 9. 30	35 37 39 44 45	9 帰国 10 C P 帰国	39 40 41 42 〃	60,270 5,660 27,580 21,000 計 114,510	40. 7	45協年力政中変断により
17	カンボディア畜産技術センター	種畜及び種禽の飼養管理及び繁殖畜産物の処理利用改良。家畜及び家禽の保健衛生の研究及び調査。飼料の改善に関する研究。農民の訓練。畜産に関する知識の普及。	同上	35 37 39 44 45	6 帰国 7 交替 〃 帰国 (C P)	39 40 41 42 〃	87,100 2,310 24,180 28,000 計 141,590	40. 7	同上
18	カンボディア医療センター	診断および治療、衛生思想の普及、実験および研究等。	同上	39 40 41 45	7 交替 3 (C P) 帰国	39 40 41 42	22,940 1,110 27,476 22,842 計 94,368	40. 7	同上
19	フィリピン小規模工業技術訓練センター (マリキナ)	1. 小規模工業の技術者の訓練および再訓練 2. 中小企業経営者の経営訓練 (1)鍛造, 小型機械部品製造, (2)窯業, 木工, (3)竹藤細工, (4)繊維加工, 製織, (5)経営相談	41. 9. 29~ 45. 9. 28 45. 9. 29~ 47. 9. 28	42 45	9 6 交替	41 42 44 46	50,000 8,000 25,000 16,847 計 99,847	44. 10. 7	協 力 中

No.	センター名	業務内容	協定期間	要員数		既購送機材費		開所年月	備考
				年度	人数	年度	金額		
20	シンガポール原型 生産訓練センター (シンガポール)	1. 金属加工, 機材, 工具の設計, 製造 2. 生産技術の開発お よび改善 3. 同上技術者の訓練 (1)機械加工, (2)工 具金型, (3)機械金 属設計, (4)メッキ, (5)溶接, (6)造船コ ンサルティング, (7)熱処理, (8)鍛造, (9)ダイカスト	41. 10. 15~	42	11	42	125,000	(訓練開始)	協 力 中
			45. 10. 14	43	1	43	30,000	43. 6. 1	
			45. 10. 15~	45	交替	44	30,000	(正式開所)	
			47. 10. 14	45		45	10,486	44. 2. 14	
						計	195,486		
21	メキシコ電気通信 技術訓練センター (メキシコ)	(1)マイクロウェーブ (2)電信自動交換 (3)無線通信 (4)搬送 (5)電話網設計	42. 7. 25~	42	8	42	80,000	42. 12. 5	協 力 中
			46. 7. 24	46	4 交替	43	320		
			46. 7. 25~	44		44	1,210		
			48. 7. 24	44		44	2,500		
				45		45	10,000		
						計	94,030		
22	ウガンダ職業訓練 センター (カンパラ)	(1)溶接(熔断) (2)鍍金加工 (3)機械仕上げ (4)電気仕上げ(電気 配線) (5)自動車整備	43. 6. 28~	44	1	42	3,250	(訓練開始)	協 力 中
			47. 6. 27	46	9	43	15,000	46. 10. 1	
			47. 6. 28~	44		44	136,750	(正式開所)	
			49. 6. 27	45		45	5,861	46. 10. 9	
				46		46	3,303		
						計	164,164		
23	韓国工業技術訓練 センター (大邱)	(1)機械加工 (2)化学分析 (3)鋳造 (4)電子工学 (5)自動車整備	42. 10. 25~	43	4	41	50,000	43. 10. 3	C50 P・ に1 て・ 協31 力ま 中で
			46. 10. 24	46	帰国 2(CP)	41	流 25,000		
				47		42	1,000		
						43	挾 45,000		
						45	〃 23,000		
						46	〃 27,236		
						計	178,600		
24	インドネシア漁業 協力計画 (ジャカルタ)	インドネシア漁業総 局における近代的研 究業務並びに水産教 育に対する協力	44. 7. 18~	45	4	44	145,000		引 継 ぎ 完 了
			47. 7. 17	47	帰国	46	16,430		
						計	161,430		

第2部 第4章 海外技術協力センター事業

No.	センター名	業務内容	協定期間	要員数		既贈送機材費		開所年月	備考
				年度	人数	年度	金額		
25	中華民国職業訓練 センター 北区(基隆) 6人 南区(高雄) 8人	中華民国金属工業の 下部部門の基幹工の 養成 (1)製缶, (2)機械, (3)溶接, (4)電気機 器 (1)鉄工, (2)機械, (3)仕上げ, (4)溶接, (5)電気機器	44.12.5~ 48.12.4	45	15	44	126,762	45.10.3	協 力 中
						46	36,032		
							計	162,794	